

# 資料編（案）



## 資料編目次

資料	料	集	1
1	防災組織・協力機関		3
1-1	災害対策本部の組織及び構成		3
(1)	本部の組織及び構成		3
(2)	消防団の組織及び構成		5
1-2	本部の所掌事務		6
1-3	防災関係機関連絡先一覧		10
(1)	県		10
(2)	警察		10
(3)	消防		10
(4)	指定地方行政機関		10
(5)	自衛隊		11
(6)	指定公共機関		11
(7)	指定地方公共機関		11
(8)	公共の団体その他防災上重要な施設の管理者		11
1-4	横瀬町防災会議委員		12
1-5	下水道排水設備指定工事店一覧		13
1-6	建設事業者一覧		13
1-7	電気工事業者一覧		13
2	防災関連施設、設備等		14
2-1	通信施設：防災無線通信施設等の状況		14
(1)	同報無線		14
(2)	その他		14
2-2	観測施設		14
(1)	震度計設置場所		14
2-3	救援隊等の宿泊施設		14
2-4	給水拠点図		15
3	災害危険箇所		16
3-1	地すべり		16
(1)	地すべり危険地区（埼玉県秩父農林振興センター所管）		16
3-2	土石流		17
(1)	崩壊土砂流出危険地区（埼玉県秩父農村振興センター所管）		17
3-3	急傾斜地等		18
(1)	山腹崩壊危険地区（埼玉県秩父農林振興センター所管）		18
(2)	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所（埼玉県秩父県土整備事務所所管）		18
3-4	河川水系図		19
3-5	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域		20
3-6	ハザードマップ【風水害・土砂災害】		23
3-7	指定する要配慮者利用施設一覧		23
3-8	ため池・ため池ハザードマップ		23

(1) ため池	23
(2) ため池ハザードマップ	24
4 救援施設・備蓄等	25
4-1 指定緊急避難場所等一覧	25
(1) 指定緊急避難場所・指定避難所	25
(2) 福祉避難所	26
4-2 医療機関一覧	27
(1) 町内	27
(2) 町外	27
(3) 感染症指定医療機関	27
4-3 防災倉庫及び防災備蓄品	28
(1) 役場駐車場【日赤備蓄】	28
(2) 町民会館北側駐車場【日赤備蓄】	28
(3) 総合福祉センター脇【日赤備蓄】	28
(4) 横瀬町活性化センター駐車場【日赤備蓄】	29
(5) 横瀬町役場北側駐車場防災倉庫【町備蓄】	29
(6) 町民会館地下倉庫【町備蓄】	30
(7) 町民会館南側駐車場防災倉庫【町備蓄】	30
(8) 横瀬小学校防災倉庫【町備蓄】	30
(9) 横瀬町スポーツ交流館倉庫【町備蓄】	30
(10) 横瀬中学校防災倉庫【町備蓄】	31
(11) 横瀬中学校倉庫【町備蓄】	31
(12) 総合福祉センター防災倉庫【町備蓄】	31
(13) 芦ヶ久保活性化センター【町備蓄】	31
5 消防関係	33
5-1 消防団の現況（横瀬町消防団）	33
5-2 防火水槽・消火栓設置数	33
5-3 消防団施設・装備の現況	33
5-4 危険物取扱施設一覧	34
6 輸送関係	36
6-1 ヘリポート指定地	36
6-2 県指定緊急輸送道路（町内）	36
6-3 公用車一覧	36
7 条例等	37
7-1 横瀬町防災会議条例	37
7-2 横瀬町防災会議に関する要綱	39
7-3 横瀬町防災会議の権限に属する事項のうちで会長が専決できる事項について	40
7-4 横瀬町災害対策本部条例	40
8 協定等	41
8-0 災害応援協定一覧	41
8-1 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	43
8-2 災害時の情報交換に関する協定	44

8-3	消防相互応援協定（飯能市）	45
8-4	秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書	46
8-5	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	48
8-6	比企広域市町村圏組合 消防相互応援協定	49
8-7	横瀬町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	51
8-8	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	52
8-9	災害時におけるLPGガス応急対応に関する協定書	53
8-10	災害時における物資の輸送に関する協定書	54
8-11	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	56
8-12	災害時における協力支援に関する協定（ちちぶ農業協同組合）	57
8-13	災害時の医療救護活動に関する協定書	58
(1)	秩父都市医師会	58
(2)	秩父都市歯科医師会	60
(3)	秩父都市薬剤師会	62
8-14	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則	64
(1)	秩父都市医師会	64
(2)	秩父都市歯科医師会	66
(3)	秩父都市薬剤師会	68
8-15	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	76
8-16	災害時における被災者支援に関する協定書	78
8-17	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	79
8-18	防災・防犯情報の緊急放送に関する協定	80
8-19	災害時における救援物資提供に関する協定書	81
(1)	三国コカ・コーラボトリング株式会社	81
(2)	株式会社伊藤園	83
8-20	緊急時解放備蓄型自動販売機に関する覚書	85
8-21	災害に係る情報発信等に関する協定	86
8-22	災害時における福祉避難所に関する協定書	88
(1)	社会福祉法人 清心会 さやかワークセンター	88
(2)	特別養護老人ホーム ウエルハイム・ヨコゼ	91
(3)	地域密着型 介護老人福祉施設 緋の丘	93
(4)	介護老人保健施設 なでしこ	95
8-23	災害時における県立学校等の使用に関する覚書	97
8-24	災害時における応急対策の協力に関する協定書	102
8-25	災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書	103
8-26	災害時における宿泊施設の提供に関する協定書	104
8-27	災害時における物資供給に関する協定書	106
8-28	災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	108
8-29	災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書	110
8-30	災害時における入浴機会の提供に関する協定書	112
8-31	災害時における足立区と秩父地域自治体との相互応援に関する協定書	113
8-32	災害時における支援物資の受入及び配達等に関する協定書	115

9 そ の 他.....	117
9-1 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表.....	117
9-2 自治会等の状況.....	122
9-3 指定文化財一覧.....	123
9-4 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置.....	126
9-5 埼玉県近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況.....	137
様 式 集.....	138
10 様 式.....	140
10-1 罹災証明書.....	140
10-2 緊急通行車両等確認様式.....	141
(1) 緊急通行車両等確認申請書.....	141
(2) 緊急通行車両等の標章.....	142
(3) 緊急通行車両等確認証明書.....	143
(4) 緊急通行車両等事前届出書等.....	144
10-3 県への被害情報等の報告に関する様式.....	145
(1) 様式第1号 発生速報.....	145
(2) 様式第2号 経過速報.....	146
(3) 様式第3号 被害状況調.....	147
10-4 災害救助被災者調査原票.....	148
10-5 避難者カード.....	149
10-6 避難収容状況調.....	150
10-7 災害対応状況.....	151
10-8 災害通報連絡表.....	152
10-9 緊急輸送業務協力要請書.....	153
(1) 様式第1号（第2条関係）.....	153
(2) 様式第2号（第4条関係）.....	154
10-10 電気設備等の復旧に関する要請書.....	155
(1) 様式第1（第3条関係）.....	155
(2) 様式第2（第5条関係）.....	156
10-11 家屋被害認定調査に関する要請書.....	157
(1) 様式第1（第3条関係）.....	157
(2) 様式第2（第4条関係）.....	158
10-12 災害救助用米穀の引渡しに関する要請書.....	159
10-13 福祉避難所に関する様式.....	161
(1) 社会福祉法人 清心会 さやかワークセンター.....	161
(2) 特別養護老人ホーム ウエルハイム・ヨコゼ、地域密着型 介護老人福祉施設 絆の丘、介護老人保健施設 なでしこ.....	164

# 資料集



# 1 防災組織・協力機関

## 1-1 災害対策本部の組織及び構成

### (1) 本部の組織及び構成



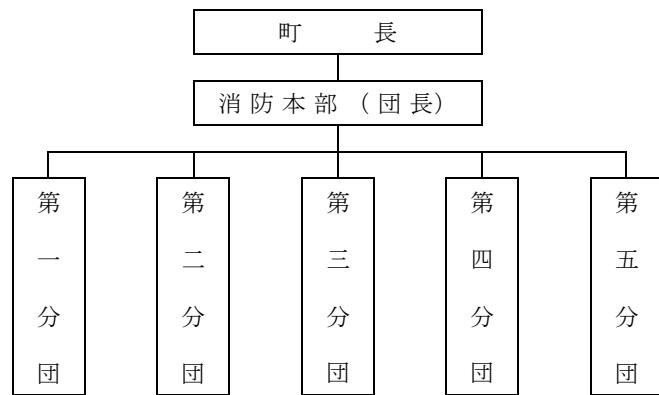
平常時における体制と災害対策本部体制

平常時における体制		災害対策本部体制	
課	グループ	部・班	
総務課	自治交流グループ	⇒	総務部・災害対策班
	庶務グループ	⇒	総務部・庶務班
まち経営課	財政グループ	⇒	政策財政部・涉外班
	政策・秘書・広報グループ	⇒	政策財政部・広報班
	連携推進室	⇒	政策財政部・広報班
税務会計課	資産税グループ	⇒	調査経理部・調査班
	住民税グループ	⇒	調査経理部・調査班
	会計グループ	⇒	調査経理部・調査班、経理班
町民課	戸籍・住民グループ	⇒	援護部・避難班
	保険年金グループ	⇒	援護部・避難班
福祉介護課	障がい福祉グループ	⇒	支援部・支援班
	介護支援グループ	⇒	支援部・支援班
	包括支援グループ	⇒	支援部・支援班
健康子育て課	子育て応援グループ	⇒	救護部・救護班
	<u>母子保健グループ</u>	⇒	救護部・救護班
	<u>成人保健グループ</u>	⇒	<u>救護部・救護班</u>
	保育所	⇒	救護部・救護班
	児童館	⇒	救護部・救護班
振興課	産業・観光グループ	⇒	振興部・産業観光班
	農林グループ	⇒	振興部・農林班
建設課	計画・管理グループ	⇒	建設部・建築班
	工務・整備グループ	⇒	建設部・土木班
<u>環境課</u>	<u>環境衛生グループ</u>	⇒	<u>環境部・環境衛生班</u>
	<u>下水道グループ</u>	⇒	<u>環境部・下水道班</u>
教育委員会	教育総務グループ	⇒	教育部・学校教育班
	生涯学習グループ	⇒	教育部・教務班
	町民会館	⇒	教育部・教務班
	歴史民俗資料館	⇒	教育部・教務班
	学校給食調理場	⇒	教育部・教務班
議会事務局		⇒	議会部・議会班
消防団		⇒	消防部・消防班

本部員（部長）

部長名	平常時における職名
総務部長	総務課長
政策財政部長	まち経営課長
調査経理部長	税務会計課長
援護部長	町民課長
支援部長	福祉介護課長
救護部長	健康子育て課長
振興部長	振興課長
建設部長	建設課長
<u>環境部長</u>	<u>環境課長</u>
教育部長	教育次長
議会部長	議会事務局長
消防部長	消防団長

## (2) 消防団の組織及び構成



## 1-2 本部の所掌事務

職名	各職の所掌事務
本部長	災害対策本部の事務を総括し、本部員以下を指揮監督する。 本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて本部会議を招集する。
副本部長	本部長を助け、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
本部員 (部長)	本部会議の構成員として、応急活動等に関する重要事項について協議する。 (本部長の命を受け、部の所掌事務を掌理し、所属職員(部員)を指揮監督する。) (担当部所掌事務に関し、本部会議の開催を必要と認めるときは、総務部長に申し出る。)
部(班)員	部長の命を受けて応急活動に従事する。

本部会議構成員	本部会議の所掌事務
*本部長 *副本部長 *本部員(部長)の全部又は一部	1 本部体制の配備及び廃止に関すること。 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 避難の勧告又は指示(緊急)等に関すること。 4 災害救助法の適用の申請に関すること。 5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 6 指定地方行政機関、指定公共機関等に対する応急措置の実施要請に関すること。 7 県、他市町村に対する応援要請に関すること。 8 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 9 その他災害対策に関する重要事項。

本部会議配置連絡員	連絡員の所掌事務
*総務部災害対策班員 *各部連絡担当 (各部長が指名)	・各部に対する連絡、通報及び本部長の指示伝達並びに部外機関との連絡調整 ・各部及び他の防災関係機関からの災害情報の把握、整理 ・災害情報に関する資料の収集、整理及び作成並びに配布 (各部からの災害広報資料の収集並びに報道機関との連絡及び情報等の発表) (災害対策実施状況、被害報告、その他の災害情報の把握、整理)

部名	班	班長	各部各班の所掌事務
総務部	災害対策班	総務課自治交流グループリーダー	1 本部の開設、閉鎖に関する事。 2 本部長の命令の伝達に関する事。 3 職員の動員配備及び災害対策活動に関する事。 4 災害情報、気象警報等の受理・伝達に関する事。(防災行政無線、安心・安全メール、緊急メール等) 5 消防団との連携 6 避難計画の実施に関する事。
	庶務班	総務課庶務グループリーダー	1 災害情報の取りまとめ、集計及び報告に関する事。 (被災地等からの写真等を整理して関係方面への提供含む) 2 県及び関係機関、各部との連絡調整に関する事。 3 自衛隊の派遣要請に関する事。 4 職員の安否確認、健康管理等に関する事。(職員の休憩、仮眠、給食、給水) 5 その他各部に属しない事。

政 策 財 政 部	涉外班	まち経営課財政グループリーダー	<ol style="list-style-type: none"> <li>各庁舎の維持管理総合調整に関すること。</li> <li>町有施設の応急復旧に関すること。</li> <li>自動車の借上・配車に関すること。(本部長車両確保。各部の行動日程、需要把握。警察に対する緊急通行車両確認申請)</li> <li>義援金の受入れ等に関すること。</li> <li>陳情、見舞等の応接その他涉外に関すること。</li> </ol>
	広報班	まち経営課連携推進室長、政策・秘書・広報グループリーダーの内上席者	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害に関する広報活動に関すること。(ホームページ)</li> <li>通信の確保に関すること。</li> <li>報道機関との連絡調整に関すること。(被害状況、応急対策状況の発表、資料配付)</li> <li>本部長及び副本部長の秘書業務に関すること。</li> <li>行政区との連絡調整</li> <li>災害復興に係る総合調整に関すること。</li> <li>その他政策財政に関すること。</li> </ol>
調 査 經 理 部	調査班	税務会計課資産税グループリーダー、住民税グループリーダーの内上席者	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害、被災状況の調査確認に関すること。</li> <li>被災台帳の作成に関すること。</li> <li>罹災証明の発行に関すること。(建設部建築班との連携)</li> </ol>
	経理班	税務会計課会計グループリーダー	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査班兼務。</li> <li>災害経費の出納に関すること。</li> <li>救助費の集計に関すること。</li> </ol>
援 護 部	避難班	町民課戸籍・住民グループリーダー、保険年金グループリーダーの内上席者	<ol style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所(建物)、指定避難所に関すること。</li> <li>備蓄品(指定緊急避難場所(建物)・指定避難所装備類)の搬入、設置に関すること。</li> <li>避難者の把握に関すること。</li> <li>援護物資(指定避難所等装備類)の受入れ等に関すること。</li> <li>死亡者の処置に関すること。</li> </ol>
支 援 部	支援班	福祉介護課障がい福祉グループリーダー、介護支援グループリーダー、包括支援グループリーダーの内上席者	<ol style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者に関すること。</li> <li>福祉避難所に関すること。</li> <li>社会福祉協議会及び日本赤十字社との連絡調整に関すること。</li> <li>炊き出し、その他食品の調達給与に関すること。(米穀、副食、乾パン、野菜類)</li> <li>援護物資(食品、飲料水、衣類等)の受入れ等に関すること。</li> <li>ボランティアに関すること。</li> </ol>

救護部	救護班	健康子育て課子育て応援グループリーダー、 <u>母子保健グループリーダー、成人保健グループリーダー</u> の内上席者	<ol style="list-style-type: none"> <li>備蓄品（指定避難所等食品、飲料水、衣類等）の搬入、配布に関すること。</li> <li>生活必需品の給与又は貸与に関すること。</li> <li>応急救護に関すること。</li> <li>医療資材の調達補給に関すること。</li> <li>医療及び助産に関すること。（避難者エコノミークラス症候群対策等）</li> <li>災害時の感染症の防疫対策及び各種消毒に関すること。</li> </ol>
振興部	産業観光班	振興課 <u>産業・観光</u> グループリーダー	<ol style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者対策に関すること。</li> <li>商工業施設の被害状況調査に関すること。</li> <li>観光諸施設の保全に関すること。</li> <li>中小企業緊急融資に関すること。</li> </ol>
	農林班	振興課農林グループリーダー	<ol style="list-style-type: none"> <li>農林作物の被害状況調査及び被害対策指導に関すること。</li> <li>緊急輸送（農林産物に係る）に関すること。</li> <li>営農資金に関すること。</li> <li>農林関係機関との連絡に関すること。</li> </ol>
建設部	建築班	建設課計画管理グループリーダー	<ol style="list-style-type: none"> <li>建築業者の確保及び連絡に関すること。</li> <li>建築物の応急危険度判定、被災宅地危険度判定に関すること。</li> <li>災害住宅の応急修理及び資材の確保輸送に関すること。</li> <li>応急仮設住宅に係る県との連携に関すること。</li> <li>住宅の被害認定（調査経理部調査班との連携）に関すること。</li> </ol>
	土木班	建設課工務整備グループリーダー	<ol style="list-style-type: none"> <li>土木関係施設の被害状況調査に関すること。</li> <li>道路、橋梁、河川の災害防護及び応急復旧に関すること。</li> <li>応急復旧資材の確保、整備及び輸送に関すること。</li> </ol>
環境部	下水道班	<u>環境課下水道グループリーダー</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li><u>下水道施設の被害状況調査に関すること。</u></li> <li><u>下水道施設の応急復旧修理に関すること。</u></li> <li><u>下水道に係る指定工事店への協力要請に関すること。</u></li> </ol>
	環境衛生班	<u>環境課環境衛生グループリーダー</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li><u>廃棄物に関すること。</u></li> <li><u>災害時の環境衛生に関すること。</u></li> <li><u>し尿処理に関すること。</u></li> <li><u>清掃に関すること。</u></li> </ol>
教育部	学校教育班	教育委員会事務局教育総務グループリーダー	<ol style="list-style-type: none"> <li>公立学校の被害状況調査に関すること。</li> <li>教育施設等の避難所設置に係る連絡業務に関すること。</li> <li>教育施設の災害応急対策に関すること。</li> <li>教材、学用品等の調達及び配給に関すること。</li> </ol>

	教務班	教育委員会事務局生涯学習グループリーダー	1 災害時における学校給食の利用に関すること。 2 被災職員、児童、生徒の健康管理に関すること。 3 応急教育実施方法及び指導に関すること。 4 応急教育実施場所に関すること。 5 文化財の保護に関すること。 6 社会教育関係諸団体の協力に関すること。
議会部	議会班	議会事務局次席職員	1 議会への情報伝達。
消防部	消防班	副団長の内上席者	1 火災、地震、台風等の災害防御に関すること。 2 消防、水防に関すること。 3 避難、救出及び行方不明者の捜索に関すること。 4 災害地域の整備及び緊急輸送（広域消防との連携）に関すること。

- 附記 1 本部長は、災害の実情により、必要があると認めるときは、本表の所掌事務にかかわらず、部・班を配置換えすることができる。
- 2 各部の統括は、部長が行うものとする。
- 3 部長、班長に事故ある場合は、次席の者がその職務を行うものとする。

## 1-3 防災関係機関連絡先一覧

### (1) 県

機関名	所在地	電話番号
危機管理防災部災害対策課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3160
福祉部社会福祉課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-3270
秩父地域振興センター	秩父市東町29-20	24-1110
秩父県税事務所	秩父市東町29-20 埼玉県秩父地方庁舎 1F	23-2110
秩父福祉事務所	秩父市桜木町8-18	22-6228
秩父保健所	秩父市桜木町8-18	22-3824
秩父県土整備事務所	秩父市下影森1002-1	22-3715
秩父農林振興センター	秩父市日野田町1-1-44	24-7211
北部教育事務所秩父支所	秩父市東町29-20	23-2116
熊谷家畜保健衛生所	熊谷市円光1-8-30	048-521-1274

### (2) 警察

機関名	所在地	電話番号
秩父警察署	秩父市上宮地町29-2	24-0110
秩父警察署横瀬駐在所	横瀬町大字横瀬2094-1	24-0924
秩父警察署芦ヶ久保駐在所	横瀬町大字芦ヶ久保604-4	24-0929

### (3) 消防

機関名	所在地	電話番号
秩父消防本部(署)	秩父市下宮地町10-25	21-0119
秩父消防署東分署	横瀬町大字横瀬5784-14	24-0119

### (4) 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
関東農政局	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-0600
関東地方整備局大宮国道事務所	さいたま市北区吉野町1-435	048-669-1200
東京管区気象台(熊谷地方気象台)	熊谷市桜町1-6-10	048-521-7911
関東森林管理局(埼玉森林管理事務所)	秩父市大野原491-1	23-1260
荒川上流河川事務所	川越市新宿町3-12	049-246-6371
荒川上流河川事務所熊谷出張所	熊谷市大字久下1631-5	048-522-0612
埼玉労働局(秩父労働基準監督署)	秩父市上宮地町23-24	22-3725
関東財務局	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-1111
関東総合通信局	東京都千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎	03-6238-1600
関東地方測量部	東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎	03-5213-2051
第三管区海上保安本部(東京海上保安部)	東京都江東区青海2-7-11	03-5564-1118
関東地方環境事務所	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館6階	048-600-0516
北関東防衛局	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	048-600-1800

(5) 自衛隊

機関名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第32普通科連隊	さいたま市北区日進町1-40-7	048-663-4241

(6) 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
秩父郵便局	秩父市上宮地町3-16	0570-943-080
横瀬郵便局	横瀬町大字横瀬1954-2	23-1045
芦ヶ久保郵便局	横瀬町大字芦ヶ久保603-1	23-1046
<u>NTT東日本</u> (株)埼玉事業部	さいたま市浦和区常盤5-8-17 さいたま新常盤ビル	042-626-5431
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	熊谷市筑波1-113	048-538-5016
NHKさいたま放送局	さいたま市浦和区常盤6-1-21	048-833-2041
日本通運(株)埼玉支店	さいたま市中央区下落合1079-1	048-822-0202
日本赤十字社埼玉県支部	さいたま市浦和区岸町3-17-1	048-789-7117
(株)NTTドコモ埼玉支店	さいたま市中央区新都心11-1 NTTドコモさいたまビル	048-600-5648
<u>KDDI</u> (株)北関東支社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16 シーノ大宮ノースウイング20F	0120-925-525
<u>ソフトバンク</u> (株)	東京都港区海岸1-7-1 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー	03-6889-2000
<u>楽天モバイル</u> (株)	東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス	050-5581-6910

(7) 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
(一社)埼玉県医師会	さいたま市浦和区仲町3-5-1	048-824-2611
(一社)埼玉県歯科医師会	さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65	048-829-2323
(公社)埼玉県看護協会	さいたま市西区西大宮3-3	048-624-3300
(一社)埼玉県エルピーガス協会	さいたま市浦和区高砂1-2-1-410	048-823-2020
西武鉄道(株)西武秩父駅管区	秩父市野坂町1-16-15	22-2459
(株)テレビ埼玉	さいたま市浦和区常盤6-36-4	048-824-3131
(株)エフエム・ナック・ファイブ	さいたま市大宮区錦町682-2	048-650-0795
西武観光バス(株)秩父営業所	秩父市野坂町1-16-15	22-1635
(一社)埼玉県トラック協会	さいたま市大宮区北袋町1-299-3	048-645-2771

(8) 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	所在地	電話番号
ちちぶ農業協同組合横瀬支店	横瀬町大字横瀬1926	22-0035
秩父広域森林組合	秩父市日野田町1-7-10	26-5231
横瀬町観光協会	横瀬町大字芦ヶ久保159	25-0450
秩父商工会議所	秩父市宮側町1-7	22-4411
横瀬町社会福祉協議会	横瀬町大字横瀬1240	22-7380
秩父都市医師会	秩父市熊木町2-19	22-0570
秩父都市歯科医師会	秩父市熊木町21-15	22-0790
秩父都市薬剤師会	秩父市寺尾1447-1	26-5451
秩父クリーンセンター	秩父市柄谷1477	24-8050
秩父環境衛生センター	秩父市山田1100	23-8921
秩父斎場	秩父市大宮5361-2	23-1678
ちちぶエフエム㈱	秩父市中町4-11	26-6299

## 1-4 横瀬町防災会議委員

令和2年7月4日時点

	所属機関団体名	職　名	備　考
会長	横瀬町	町長	
委員	関東農政局埼玉県拠点	地方参事官 (埼玉県担当)	1号委員 (指定地方行政機関)
	熊谷地方気象台	台長	〃
	埼玉県秩父地域振興センター	所長	2号委員 (県職員)
	埼玉県秩父県土整備事務所	所長	〃
	埼玉県秩父農林振興センター	所長	〃
	埼玉県秩父福祉事務所	所長	〃
	埼玉県秩父保健所	所長	〃
	埼玉県秩父警察署	署長	3号委員 (埼玉県警察)
	横瀬町	副町長	4号委員 (町職員)
	横瀬町	総務課長	〃
	横瀬町	まち経営課長	〃
	横瀬町	税務会計課長	〃
	横瀬町	町民課長	〃
	横瀬町	福祉介護課長	〃
	横瀬町	健康子育て課長	〃
	横瀬町	振興課長	〃
	横瀬町	建設課長	〃
	横瀬町	教育次長	〃
	横瀬町	議会事務局長	〃
	横瀬町教育委員会	教育長	5号委員 (教育長)
	秩父消防本部	消防長	6号委員 (消防署長)
	横瀬町消防団	団長	6号委員 (消防団長)
	東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社	支社長	7号委員 (指定 (地方) 公共機関)
	NTT東日本株式会社 埼玉事業部	執行役員 埼玉事業部長	〃
	一般社団法人 秩父都市医師会	医師	〃
	西武鉄道株式会社 西武秩父駅管区	管区長	〃
	西武観光バス株式会社 秩父営業所	所長	〃
	秩父消防署東分署	分署長	8号委員 (東分署長)

## 1-5 下水道排水設備指定工事店一覧

令和3年3月1日時点

指定工事店名	所在地	電話番号
(株)キシオカ	横瀬町大字横瀬765	22-4703
(有)サクラ住研	横瀬町大字横瀬5314-1	22-7500
(株)大場建設	横瀬町大字横瀬6565	22-4538
(有)平沼建設	横瀬町大字横瀬1669	23-2464
(有)山中工務所	横瀬町大字横瀬6433-3	23-8318
(有)丸塚	横瀬町大字芦ヶ久保429-1	24-2198
(株)シマダ土木	横瀬町大字横瀬6555-1	24-0971
(株)ナカザワ	横瀬町大字横瀬5218	22-0378

## 1-6 建設事業者一覧

令和3年3月1日時点

工事業者名	所在地	電話番号
(株)大場建設	横瀬町大字横瀬6565	22-4538
(株)橋本組	横瀬町大字芦ヶ久保97-1	22-3063
(有)平沼建設	横瀬町大字横瀬1669	23-2464
(株)シマダ土木	横瀬町大字横瀬6555-1	24-0971
(株)キシオカ	横瀬町大字横瀬765	22-4703
(有)丸塚	横瀬町大字芦ヶ久保429-1	24-2198

※災害時応急対策業務協定締結事業者

## 1-7 電気工事業者一覧

令和3年3月1日時点

工事業者名	所在地	電話番号
(有)辺見電気工事	横瀬町大字横瀬4212	22-5439
(株)四方田電気工業	横瀬町大字横瀬6065-2	22-5133

## 2 防災関連施設、設備等

### 2-1 通信施設：防災無線通信施設等の状況

令和3年3月1日時点

#### (1) 同報無線

設置場所別装置数		勤務時間外の伝達		局 数		
親局	遠隔制御機	操 作 可	消防機関	親局	同 報 子 局	
町役場	消防機関			屋外拡声子局	戸別受信機（全戸設置）	
1	1	1	1	1	13	2600

#### (2) その他

名 称	数 量
衛星携帯電話	2

### 2-2 観測施設

#### (1) 震度計設置場所

所 在 地	測 定 場 所 名
横瀬町大字横瀬4545	横瀬町役場庁舎内

### 2-3 救援隊等の宿泊施設

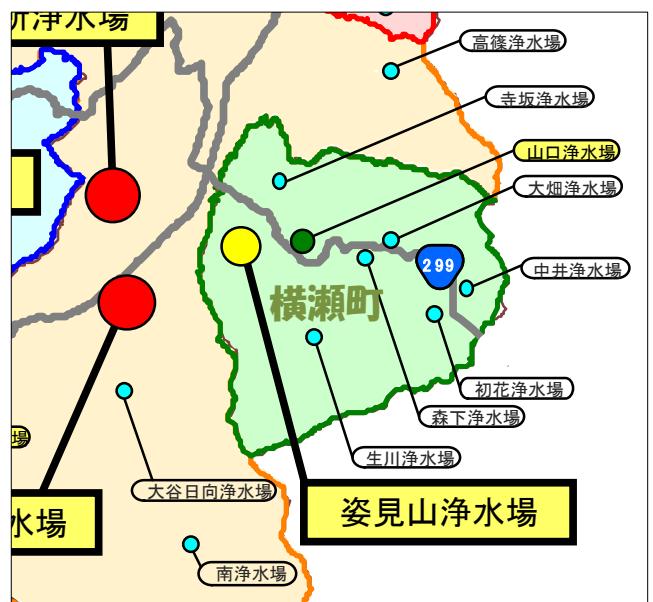
地 区	荔 米	中 郷	川 東	川 西	芦ヶ久保	合 計
旅館	1	1	0	0	0	2
民宿	0	0	1	0	2	3
収容人数	60	48	80	0	55	243

## 2-4 給水拠点図

## 広域水道局管内（1市4町）における給水拠点



### 横瀬町町内における給水拠点



### 3 災害危険箇所

#### 3-1 地すべり

##### (1) 地すべり危険地区（埼玉県秩父農林振興センター所管）

区域名	場 所		
	町・村	大字	字
茹米山	横瀬町	横瀬	五番
二反沢			二反沢
倉掛沢			倉掛
川地		芦ヶ久保	中道
大畑			大畑
赤谷			赤谷

### 3-2 土石流

#### (1) 崩壊土砂流出危険地区（埼玉県秩父農村振興センター所管）

地 区 名	所 在 地		
	町 村	大 字	字
下郷 1	横瀬町	横瀬	高篠
下郷 2			日向上
関ノ入沢 1			芦ヶ久保
関ノ入沢 2			荒山
日向上			苅米沢
破風山			芦ヶ久保
苅米沢			殿谷戸
境沢			田坂
横石沢			姥神
井戸の沢			中井
沢の入沢			中井
中井沢			中井
辰目			辰目
辰目沢			追分
南沢			切道
山神ヶ沢			芳渡り
まさい沢			うしろ沢
うしろ沢			初花
処花沢			ダニクサ
処花 1			荻の沢
初花 2			日影差
細根沢			崩ノ沢
号志沢			兵の沢
兵の沢			
津久井沢	横瀬	横瀬	津久井沢
小島沢川			小島
中野沢			三番
小御嶽沢			二番
生川 1			生川
持沢			七番
山持沢			生川
生川 2			—
守根			
生川 3			
小桜沢			

### 3-3 急傾斜地等

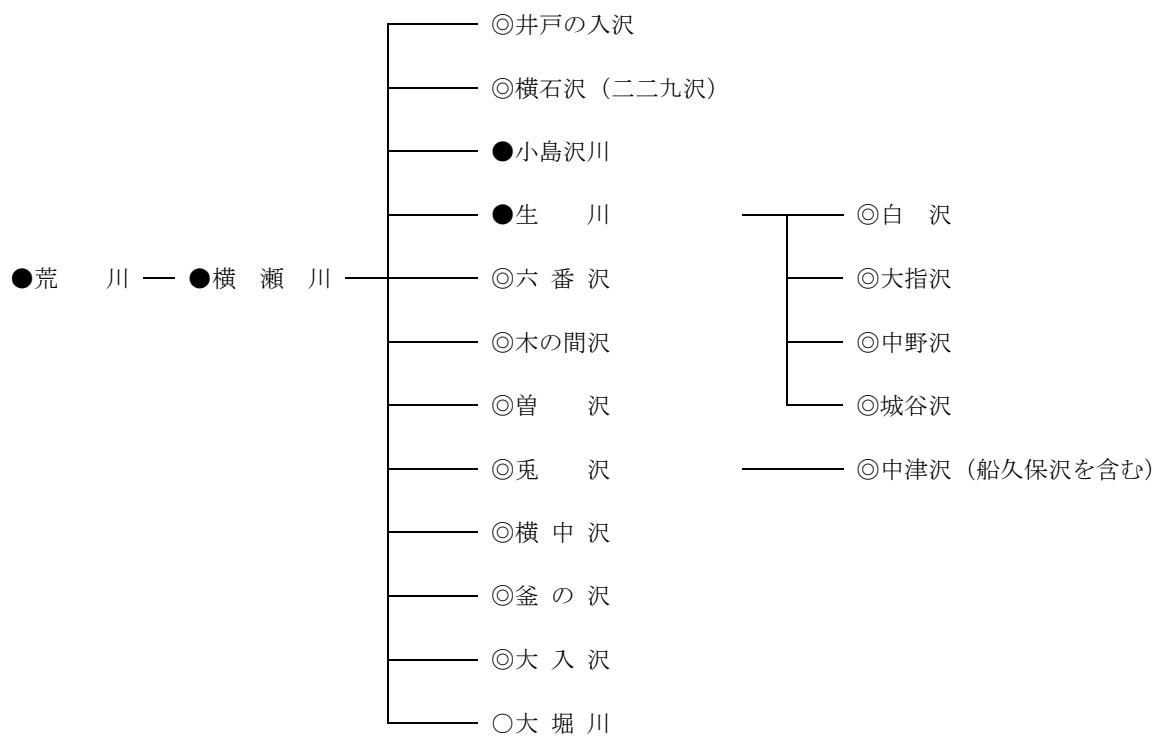
#### (1) 山腹崩壊危険地区（埼玉県秩父農林振興センター所管）

地区名	所 在 地		
	町 村	大 字	字
北前峠	横瀬町	横瀬	北前峠
二反沢		芦ヶ久保	二反沢
中道			大倉掛
大畑			大畑
赤谷			赤谷
井戸ノ入沢			長畑
初花			初花
マサイ沢			イモウ
松枝			切通
生川		横瀬	生川
(参番) 三番			(参番) 三番
高篠			高篠
(拾弐番) 十二番			(拾弐番) 十二番
鷹ノ巣		芦ヶ久保	鷹ノ巣

#### (2) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所（埼玉県秩父県土整備事務所所管）

区域名	所 在 地	指定面積	指定年月日
赤谷	横瀬町大字芦ヶ久保字赤谷	2.98ha	S 53. 9. 8
根古屋	横瀬町大字横瀬字壱番	0.09ha	H 5. 2. 26
川東	横瀬町大字横瀬6050—1外	0.34ha	H 15. 3. 18
芦ヶ久保	横瀬町大字芦ヶ久保字殿谷戸外	0.64ha	R 2. 10. 20

### 3-4 河川水系図



凡例

- 一級河川
- ◎砂防指定地河川
- 準用河川

### 3-5 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

令和2年7月3日時点

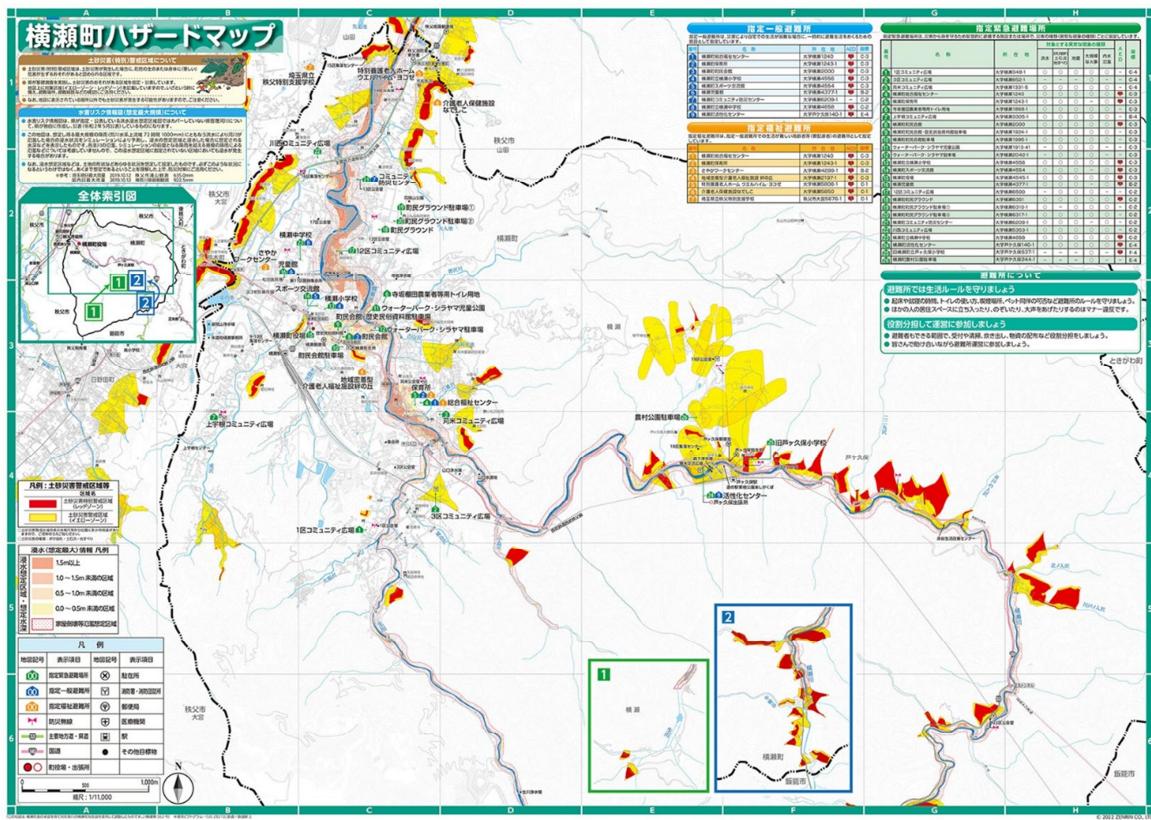
番号	土砂災害警戒区域の名称	住所	警戒区域	特別警戒区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
1	中道沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
2	外谷戸沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
3	倉掛沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
4	境沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
5	東沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
6	二反沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
7	二二九沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
8	西沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
9	井戸ノ入沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
10	兵ノ沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
11	田坂入沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
12	北ノ入沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
13	字芳渡りの無名沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
14	川戸ノ入沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
15	芳ヶ平沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
16	字切通の無名沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
17	字コブタ萱の無名沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
18	焼山沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
19	字ウシロ沢の無名沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
20	処花沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	土石流
21	堂平田沢	秩父市山田・横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
22	持田ヶ沢-1	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
23	持田ヶ沢-2	横瀬町大字横瀬	○	-	土石流
24	十六番1	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
25	十六番2	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
26	横沢	横瀬町大字横瀬・秩父市山田	○	○	土石流
27	十六番3	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
28	品沢	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
29	瀬戸沢	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
30	背戸堀沢-1	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
31	背戸堀沢-2	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
32	六番沢	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
33	四番	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流

番号	土砂災害警戒 区域の名称	住所	警戒区域	特別 警戒区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
34	二番 1	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
35	舟久保沢	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
36	中津沢	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
37	上苅米 1	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
38	七番 2	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
39	上苅米 2	横瀬町大字横瀬	○	○	土石流
40	七番	横瀬町大字横瀬	○	—	土石流
41	字殿谷戸	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
42	字川地 1	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
43	字川地 2	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
44	字大畑 1	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
45	字大畑 2	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
46	字花木平	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
47	字赤谷 1	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
48	字赤谷 2	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
49	字赤谷 3	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
50	字赤谷 4	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
51	字田坂1	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
52	字漆ヶ崎 1	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
53	字田坂 2	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
54	字中道	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
55	字漆ヶ崎 2	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
56	字上松 1	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
57	字荻ノ久保	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
58	字上松 2	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
59	字長渕	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
60	字中井	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
61	字初花	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
62	字明加萱	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
63	字切通 1	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
64	字切通 2	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
65	字高畑・大グルミ	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
66	字川戸入	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
67	字芳渡り 1	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
68	字松井田 1	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊

番号	土砂災害警戒 区域の名称	住所	警戒区域	特別 警戒区域	土砂災害の発生原因と なる自然現象の種類
69	字鳶岩向 1	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
70	字鳶岩向 2	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
71	字芳渡り 2	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
72	字松井田 2	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
73	字ヨシガ平 1	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
74	字切通 3	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
75	字ヨシガ平 2	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
76	字高畑	横瀬町大字芦ヶ久保	○	○	急傾斜地の崩壊
77	熊木 2	秩父市熊木町・横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
78	十一番	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
79	十六番 1	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
80	十五番	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
81	十三番－1	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
82	十三番－2	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
83	十六番 2	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
84	十六番 3	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
85	十四番 1	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
86	十四番 2	横瀬町大字横瀬・秩父市山田	○	○	急傾斜地の崩壊
87	横瀬根古屋 1－1	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
88	横瀬根古屋 1－2	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
89	六番	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
90	四番 1	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
91	九番－1	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
92	九番－2	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
93	生川 1	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
94	生川 3	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
95	四番 3	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
96	横瀬根古屋 4	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
97	横瀬根古屋 3	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
98	五番	横瀬町大字横瀬	○	○	急傾斜地の崩壊
99	倉掛	横瀬町大字芦ヶ久保	○	－	地滑り
100	二反沢	横瀬町大字芦ヶ久保	○	－	地滑り

### 3-6 ハザードマップ【風水害・土砂災害】

令和4年4月作成



### 3-7 指定する要配慮者利用施設一覧

施設種別	施設名称	所在地	該当区域	
			警戒区域	特別警戒区域
社会福祉施設	特別養護老人ホーム ウエルハイム・ヨコゼ	横瀬町大字横瀬 5806-1	○	-
医療施設	荒船医院	横瀬町大字横瀬 5850	○	-

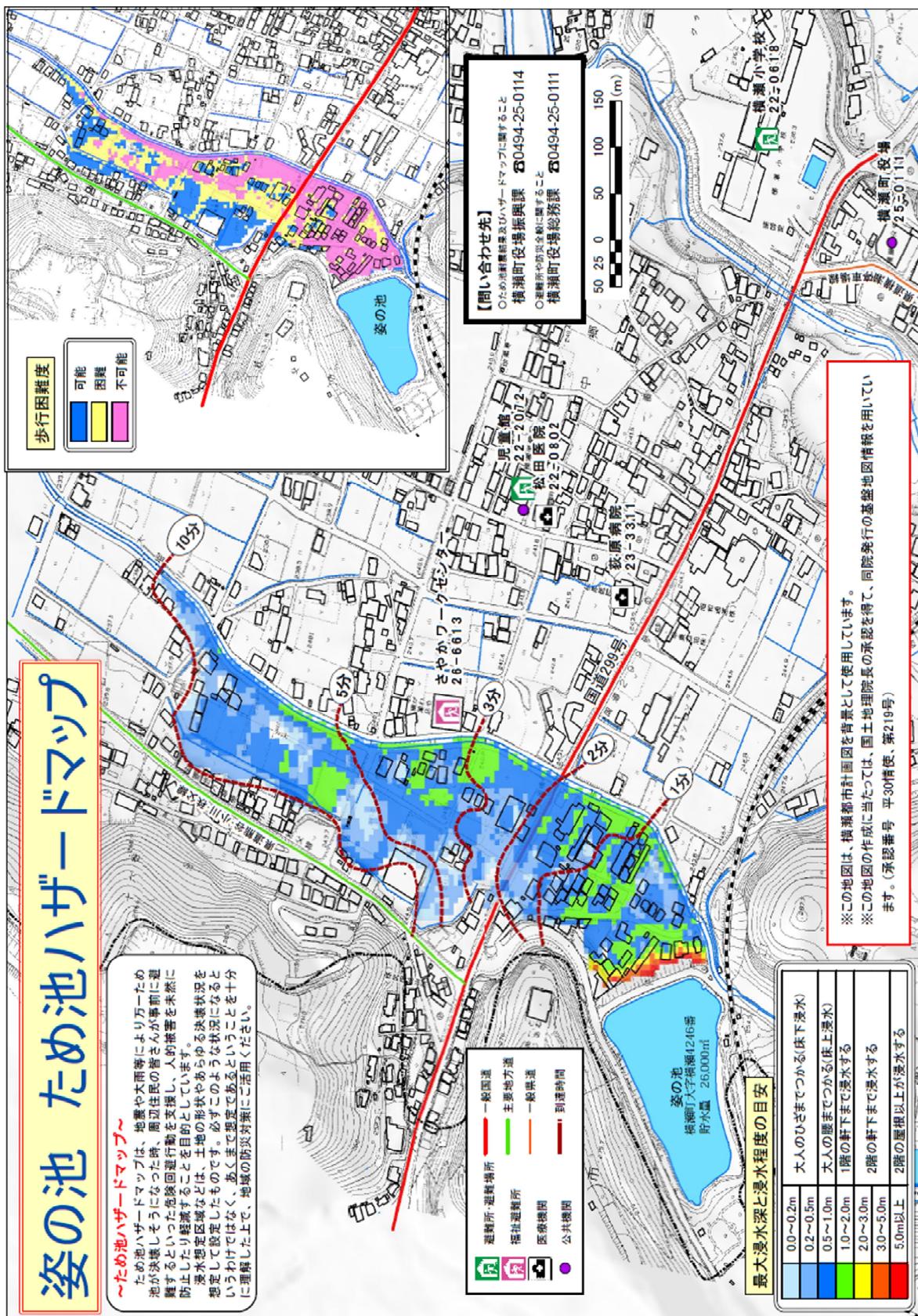
### 3-8 ため池・ため池ハザードマップ

#### (1) ため池

名称	所在地	面積
姿の池	横瀬町大字横瀬字姿4246	16,013m <sup>2</sup>

## (2) ため池ハザードマップ

令和元年11月作成



## 4 救援施設・備蓄等

### 4-1 指定緊急避難場所等一覧

#### (1) 指定緊急避難場所・指定避難所

◎は指定避難所

令和2年3月1日現在

No.	地区	名 称	所 在 地	電 話	対象とする異常な現象の種類					A E D
					洪 水	及 び 崩 崩 地 滑 れ、 土 石 流	地 震	大 規 模 な 火 事	内 水 汚 濁	
1	根 古 屋	1区コミュニティ広場	横瀬町大字横瀬348-1		○	○	○	○	○	—
2		3区コミュニティ広場	〃 横瀬852-1		○	—	—	○	○	—
3	荔 米	荔米コミュニティ広場	〃 横瀬1331-5		○	○	○	○	○	—
4		◎横瀬町総合福祉センター	〃 横瀬1240	25-0083	○	○	○	○	○	○
5		◎横瀬町保育所	〃 横瀬1243-1	22-1802	○	○	○	—	○	○
6		寺坂棚田農業者等用トイレ用地	〃 1868-1		○	○	○	○	○	—
7	宇根	上宇根コミュニティ広場	〃 横瀬3305-1		○	○	○	○	○	—
8	中 郷	◎横瀬町民会館	〃 横瀬2000	22-2267	○	○	○	○	○	○
9		横瀬町民会館・歴史民俗資料館駐車場	〃 横瀬1924-1		○	○	○	○	○	—
10		横瀬町民会館駐車場	〃 横瀬1995-1		○	○	○	○	○	—
11		ウォーターパーク・シラヤマ児童公園	〃 横瀬1913-41		—	○	○	○	—	—
12		ウォーターパーク・シラヤマ駐車場	〃 横瀬2042-1		—	○	○	○	—	—
13		◎横瀬町立横瀬小学校	〃 横瀬4556		○	○	○	○	○	○
14		◎横瀬町スポーツ交流館	〃 横瀬4554		○	○	○	—	○	○
15		横瀬町役場	〃 横瀬4545-1	25-0111	○	○	○	○	○	○
16		◎横瀬児童館	〃 横瀬4377-1	22-2072	○	○	○	—	○	○
17	川 東	12区コミュニティ広場	〃 横瀬6500		—	○	○	○	—	—
18		横瀬町民グラウンド	〃 横瀬6351		○	○	○	○	○	○
19		横瀬町民グラウンド駐車場①	〃 横瀬6310-1		○	—	○	○	○	—
20		横瀬町民グラウンド駐車場②	〃 横瀬6317		○	○	○	○	○	—
21		◎横瀬町コミュニティ防災センター	〃 横瀬6209-1		○	○	○	—	○	—
22	川 西	川西コミュニティ広場	〃 横瀬5353-1		○	○	○	○	○	—
23		◎横瀬町立横瀬中学校	〃 横瀬4658		○	○	○	○	○	○

No.	地区	名 称	所 在 地	電 話	対象とする異常な現象の種類					A E D
					洪 水	及 び 地 滑 り	崖 崩 れ、 土 石 流	地 震	大 規 模 な 火 事	
28	芦ヶ久保	◎横瀬町活性化センター	〃 芦ヶ久保140-1	24-0599	○	○	○	○	○	○
29		旧横瀬町立芦ヶ久保小学校	〃 芦ヶ久保637-1		—	—	—	○	—	○
30		横瀬町農村公園駐車場	〃 芦ヶ久保244-1		○	—	—	○	○	—

## (2) 福祉避難所

施設名称	所在地	電話番号	収容人員	備考	AED
横瀬町総合福祉センター	横瀬町大字横瀬1240	25-0083	70人	176m <sup>2</sup>	○
横瀬町保育所	横瀬町大字横瀬1243-1	22-1802	85人	213m <sup>2</sup>	○
社会福祉法人 清心会 さやかワークセンター	横瀬町大字横瀬4299-1	26-6613	23人	58m <sup>2</sup>	○
埼玉県立秩父特別支援学校 ( 体 育 館 )	秩父市大宮5676-1	24-1361	12人	30m <sup>2</sup>	○
特別養護老人ホーム ウエルハイム・ヨコゼ	横瀬町大字横瀬5806-1	25-0120	48人	120m <sup>2</sup>	○
地域密着型特別養護老人ホーム の丘	横瀬町大字横瀬2197-1	21-7070	32人	80m <sup>2</sup>	○
介護老人保健施設 なでしこ	横瀬町大字横瀬5850	25-7200	18人	45.10m <sup>2</sup>	○

## 4-2 医療機関一覧

### (1) 町内

医療機関名	住 所	診療科目	病床数	医師数	看護師数 (准看護師含む)	電話番号・備考
ヨコゼ診療所	横瀬町大字横瀬4246	外科 内科 胃腸科 脳外科	0	2 常1 非1	3 常2 非1	23-3311
松田医院	〃 4376	外科 内科	0	1 常1	2 常1 非1	22-0802
荒船医院	〃 5850	内科 整形外科 リハビリ	0	2 常1 非1	1 非1	24-0160
新井歯科クリニック	〃 4511	歯科	0	2 常1 非1	5 常3 非5	24-6666 看護師は歯科衛生士 常勤技工士1名
たばた歯科医院	〃 4274-3	歯科	0	2 常1 非1	2 常2	25-2323 看護師は歯科衛生士

### (2) 町外

医療機関名	住 所	診療科目	救急病床数	電話番号
医療法人花仁会 秩父病院	秩父市和泉町20	内・外・消外・消内・肝臓内科・形整・循内・腫瘍内科・肛門外科・放・麻・歯・歯外・矯歯	11	22-3022
秩父市立病院	〃 桜木町8-9	内・外・整・小・脳・泌・麻・循内・消内	6	23-0611
秩父第一病院	〃 中村町2-8-14	内・循内・外・神内・リハ・皮	4	25-0311
国民健康保険町立 小鹿野中央病院	小鹿野町大字小鹿野300	内・外・整・婦・耳・眼・心療・リハ・精	5	75-2332
埼玉医療生活協同組合 皆野病院	皆野町大字皆野2031-1	内・外・整・小・婦・リハ・放・歯・歯外・皮・脳・神内・眼	5	62-6300

### (3) 感染症指定医療機関

#### ア 第一種感染症指定医療機関

令和2年10月1日現在

病院名	住 所	電話番号	病床数
埼玉医科大学病院	毛呂山町大字毛呂本郷38	049-276-1111	2
防衛医科大学校病院	所沢市並木3-2	04-2995-1511	2

#### イ 第二種感染症指定医療機関

令和2年10月1日現在

病院名	病床数
さいたま市立病院、東松山市立市民病院、深谷赤十字病院、埼玉県済生会栗橋病院、埼玉医科大学病院、本庄総合病院、春日部市立医療センター、埼玉県立循環器・呼吸器病センター、上尾中央総合病院、独立行政法人国立病院機構埼玉病院、獨協医科大学埼玉医療センター	71

#### 4-3 防災倉庫及び防災備蓄品

令和8年3月31日時点

##### (1) 役場駐車場【日赤備蓄】

物 品 名 称	数量	物 品 名 称	数量
日赤天幕（小）	4	テント白	1
ランプ〔投光機〕（ホルダー付）	4	懐中電灯	1
ランプ用三脚	2	日用品セット	2
携帯発電機	2	救急箱	1
発電機用燃料タンク	2	日赤車いす（ノーパンクタイヤ）	1
ブルーシート 3.6×4.5m	1		

##### (2) 町民会館北側駐車場【日赤備蓄】

物 品 名 称	数量	物 品 名 称	数量
日赤救急箱	2	工具	2
ポータブルトイレ	1	発電機燃料用タンク	1
懐中電灯	1	携帯発電機・投光器	1
日赤天幕（小）	4	ランプ（投光器）ホルダー付	1
延長電源コード（30m）	1	ガスバーナー	1
アルミベンチ	1	ブルーシート 3.6×4.5m	1
長机	1	日赤車いす（ノーパンクタイヤ）	1

##### (3) 総合福祉センター脇【日赤備蓄】

物 品 名 称	数量	物 品 名 称	数量
日赤折りたたみ自転車	1	二酸化炭素濃度測定器	4
日赤折りたたみ電動自転車	1	日赤安全長靴24.0cm	2
日赤日用品セット	3	日赤安全長靴25.0cm	1
日赤ふとんセット	3	日赤災害時腕章	2
日赤毛布	8	日赤ヘルメット	4
日赤救急箱	2	日赤担架	1
日赤トランシーバ	1	クーラーボックス	2
日赤調理用具セット	1	ポータブルトイレ	1
日赤防水ジャケット・L	1	タオル	40
日赤防水ジャケット・L L	1	ベッドパッド	4
日赤防寒ジャケット・L	1	防水シーツ	3
日赤防寒ジャケット・M	1	工具箱	3
日赤ジャケット・L	1	LEDランタン	2
日赤ジャンパー・M	2	LEDライト付ヘルメット	6
日赤ジャンパー・L	3	懐中電灯	1
日赤ジャンパー・L L	2	携帯発電機	1
日赤ウインドブレーカ・L	2	LPガス発電機・コードリールセット	2
日赤ウインドブレーカ・L L	1	ワイヤレスアンプ	3
日赤ブルゾン（リバーシブル）	15	拡声器	1
日赤ベスト	2	手回し式充電ラジオ	2

物 品 名 称	数 量	物 品 名 称	数 量
日赤雨合羽・L L	1	ノーパンク車いす	4
日赤ジャケットM	1	日赤ブルゾン (リバーシブル) L	2
日赤安全長靴26.5cm	1	延長電源コード (30m)	1
パーテーション	1	大型扇風機	2
非常用トイレ袋	200	日赤災害救護寝袋	2
日赤天幕 (中)	1	ポータブル蓄電器ソーラーパネルセット	1
ランプ (投光器) ホルダー付	1	ランプ用三脚	1
ブルーシート3.6×4.5m	1	スポットクーラー	2

(4) 横瀬町活性化センター駐車場【日赤備蓄】

物 品 名 称	数 量	物 品 名 称	数 量
日用品セット	5	日赤車いす (ノーパンクタイヤ)	1
毛布	5	発電機燃料用タンク	1
救急箱	1	工具	1
布団	2	携帯発電機・投光器	1
テント	2	ランプ (投光器) ホルダー付	1
日赤担架	1	移動用炊飯器 (薪用)	1
ブルーシート3.6×4.5m	1	長机	1

(5) 横瀬町役場北側駐車場防災倉庫【町備蓄】

品名	数量	単位	備考
毛布	1051	枚	
敷布団	52	枚	ビニール梱包 950×2000
紙おむつ (新生児用)	696	枚	
紙おむつ (子供用)	1412	枚	
紙おむつ (大人用)	472	枚	
生理用ナプキン	150	P	(昼用28枚+夜用15枚) /P
ウエットタオル	960	枚	600×300
ボディーシート	700	枚	全身清拭ぬれタオル 140枚×5セット
タオル	179	枚	白タオル (手ぬぐいタイプ)
パイプ式トイレ	10	個	使い捨てシート1セット5枚付き
自動ラップ式トイレ	10	個	テント・手すり付 10個×50回分
非常用トイレ袋	10150	袋	携帯トイレ10150回分
トイレットペーパー	792	個	
ティッシュペーパー	60	箱	箱ティッシュ 200W
軍手	576	双	2本編み軍手
エコ食器	500	個	紙皿タイプ
アルミテーブル	6	台	アルミ組立テーブル 1200×600
発電機 (インバーター付き)	3	基	ガソリンタイプ
発電機 (インバーター付き)	2	基	LPGカセットボンベタイプ
ランタン	40	個	360ルーメン
小型ランタン	100	個	塩水灯
防災用照明 サークルライト	7	個	

品名	数量	単位	備考
防災用照明	2	個	
レスキュー・シート	300	個	アルミ蒸着ポリエスチレン 213×137
使い捨てカイロ	720	個	
使い捨て食器	5000	個	スプーン・フォーク・紙皿 各5000個
ブルーシート	13	枚	3.6m×5.4m (12畳)
ブルーシート	5	枚	5.4m×7.2m (24畳)
ブルーシート	2	枚	10m×10m (60畳)

(6) 町民会館地下倉庫【町備蓄】

品名	数量	単位	備考
毛布	60	枚	
アルミロールマット	60	個	1000×D2000×H8 抗菌
ワンタッチパーテーション	32	個	W2100×D2100×H1500(H1800)
使い捨てスリッパ	100	足	

(7) 町民会館南側駐車場防災倉庫【町備蓄】

品名	数量	単位	備考
水 (ペットボトル) 500ml	15000	本	
アルファ米	2000	個 (食)	アレルギー28品目不使用
アルファ米	600	個 (食)	アレルギー27品目不使用
玄米リゾット	2960	個 (食)	
パン (袋タイプ)	1620	個 (食)	70g
保存用ビスケット	300	個 (食)	
ライスクッキー	1536	個 (食)	
粉末ミルク	200	個 (食)	スティックタイプ
液体ミルク	24	個 (食)	缶入り

(8) 横瀬小学校防災倉庫【町備蓄】

品名	数量	単位	備考
毛布	130	枚	
アルミロールマット	30	本	W1000×D2000×H8 抗菌
ワンタッチパーテーション	5	個	W2100×D2100×H1500
非常用トイレ袋	400	袋	携帯トイレ400回分
レスキュー・シート	450	枚	
ブルーシート	23	枚	
救急セット	1	個	包帯・絆創膏等

(9) 横瀬町スポーツ交流館倉庫【町備蓄】

品名	数量	単位	備考
毛布	180	枚	
アルミロールマット	180	個	W1000×D2000×H8 抗菌
ワンタッチパーテーション	120	個	W2100×D2100×H1500(H1800)
大型扇風機	4	台	
テレビ	1	台	40型 テレビスタンド

品名	数量	単位	備考
ジョイントスクリーン	8	個	
蓄電池	2	台	
使い捨てスリッパ	100	足	

(10) 横瀬中学校防災倉庫【町備蓄】

品名	数量	単位	備考
毛布	200	枚	
紙おむつ（新生児用）	360	枚	
紙おむつ（子供用）	746	枚	
紙おむつ（大人用）	136	枚	

(11) 横瀬中学校倉庫【町備蓄】

品名	数量	単位	備考
毛布	230	枚	
アルミロールマット	300	個	W1000×D2000×H8 抗菌
段ボール間仕切り（段ボール畳付き）	76	組	W2000×D2000×H900
組立段ボール間仕切り	1	組	W2000×D2000×H1000
段ボールベッド	1	組	W1900×D130×H410
災害用簡易プライベートルーム	6	組	
ワンタッチパーテーション	77	個	W2100×D2100×H1500 (H1800)
ジョイントスクリーン	8	個	
使い捨てスリッパ	350	足	
スリッパ	200	足	サイズL

(12) 総合福祉センター防災倉庫【町備蓄】

品名	数量	単位	備考
毛布	90	枚	
紙おむつ（子供用）	1076	枚	
紙おむつ（大人用）	136	枚	
生理ナプキン	3120	枚	30枚×2P×52箱
発動発電機	1	台	ガスボンベ用
コードドリール	1	個	30m巻き
クッションマット	8	組	茶ガラ入りEVA樹脂発泡体 1000×1000×15
ワンタッチパーテーション	23	個	(W2100×D2100×H1500)×7 (W2100×D2100×H1800)×16
簡易ベッド	20	台	W1900×D770×H420

(13) 芦ヶ久保活性化センター【町備蓄】

品名	数量	単位	備考
水（ペットボトル）500ml	240	本	
アルファ米	200	個（食）	
毛布	62	枚	
アルミロールマット	30	個	W1000×D2000×H8 抗菌
ワンタッチパーテーション	18	個	W2100×D2100×H1500 (H1800)
段ボール間仕切り（段ボール畳付き）	2	個	W2000×D2000×H900

品名	数量	単位	備考
救急セット	1	個	包帯・絆創膏等
<u>非常用トイレ袋</u>	<u>600</u>	<u>袋</u>	<u>携帯トイレ600回分</u>
<u>蓄電池</u>	<u>1</u>	<u>台</u>	
<u>使い捨てスリッパ</u>	<u>50</u>	<u>足</u>	
<u>小型ランタン</u>	<u>50</u>	<u>個</u>	<u>塩水灯</u>

## 5 消防関係

### 5-1 消防団の現況（横瀬町消防団）

令和7年4月1日時点

組織構成		
組織	分団数	5分団
	班数	10班
団員数	条例定数	144人
	実員数	120人
性別	男性	116人
	女性	4人
階級別	団長	1人
	副団長	2人
	分団長	5人
	副分団長	5人
	部長	6人
	班長	16人
	団員	85人

### 5-2 防火水槽・消火栓設置数

令和7年4月1日時点

地区区分	防 火 水 槽				消 火 栓		
	20m <sup>3</sup> 未満	40m <sup>3</sup> 未満	40m <sup>3</sup> 以上	合 計	150mm未満	150mm以上	合 計
根古屋	0	3	14	17	20	10	30
苅米	1	1	25	27	28	4	32
宇根	0	0	23	23	13	17	30
中郷	0	2	16	18	26	15	41
川東	0	2	22	24	29	8	37
川西	0	5	15	21	34	2	36
芦ヶ久保	0	5	35	40	35	0	35
合 計	1	18	150	169	185	56	241

※消火栓は私設を除く。

### 5-3 消防団施設・装備の現況

令和7年4月1日時点

拠点施設 (詰所等)	防 火 衣			連絡用器具				避難誘導用 器 具	消防ポンプ自動車
	防 火 衣	防 火 帽 (ヘルメット)	防 火 靴	車載無線機	携帶無線機	無線受令機	拡声器	小型動力ポンプ付積載車	
10	55	55	55	11	19	12	7	12	

## 5-4 危険物取扱施設一覧

令和7年11月1日時点

施設区分	類別	倍数	備考
移動タンク貯蔵所 単一車	4類	3.75	軽油・灯油3,750ℓ
移動タンク貯蔵所 単一車	4類	3.75	軽油・灯油3,750ℓ
移動タンク貯蔵所 単一車	4類	3.8	軽油3,800ℓ
移動タンク貯蔵所 単一車	4類	3.5	軽油3,500ℓ
移動タンク貯蔵所 単一車	4類	3.75	軽油・灯油3,750ℓ
移動タンク貯蔵所 単一車	4類	2	軽油2,000ℓ
一般取扱所	4類	2	軽油2,000ℓ
一般取扱所	4類	618.5	エマルジョン燃料76,800ℓ・重油37,000ℓ
一般取扱所	4類	40.3	第2石油類1,300ℓ・第3石油類78,000ℓ
一般取扱所	4類	13.25	重油26,500ℓ
一般取扱所	4類	195.34	再生油31,000ℓ・軽油500ℓ・灯油1,894ℓ・重油74,400ℓ・第3石油類3,000ℓ
一般取扱所 (詰替え)	4類	29.5	灯油29,500ℓ
一般取扱所 (詰替え)	4類	9.5	灯油9,500ℓ
一般取扱所 (詰替え)	4類	9	軽油4,500ℓ・灯油4,500ℓ
一般取扱所 (充てん)	4類	8	軽油8,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	18.5	重油37,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	350	エマルジョン燃料70,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	525	再生油105,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	75	重油150,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	75	重油150,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	26	重油52,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	49	再生油49,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	50	重油100,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	17	重油34,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	99	重油198,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	100	再生油100,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	87.5	再生油17,500ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	100	重油200,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	95	重油190,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	100	重油200,000ℓ
屋外タンク貯蔵所	4類	122	再生油24,400ℓ
屋外給油取扱所 (営業)	4類	170	ガソリン30,000ℓ・軽油10,000ℓ・灯油10,000ℓ
屋外給油取扱所 (営業)	4類	50	ガソリン5,000ℓ・軽油15,000ℓ・灯油10,000ℓ
屋外給油取扱所 (自家用)	4類	70	ガソリン10,000ℓ・軽油20,000ℓ

施設区分	類別	倍数	備考
屋外給油取扱所（自家用）	4類	30	軽油30,000ℓ
屋外給油取扱所（自家用）	4類	30	ガソリン5,000ℓ・軽油15,000ℓ・灯油10,000ℓ
屋外給油取扱所（自家用）	4類	19	軽油19,000ℓ
屋外給油取扱所（自家用）	4類	9.6	軽油9.6,000ℓ
屋外給油取扱所（自家用）	4類	3.75	軽油3,750ℓ
屋外給油取扱所（自家用）	4類	100	ガソリン10,000ℓ・軽油50,000ℓ
屋外給油取扱所（自家用）	4類	19	軽油19,000ℓ
屋外給油取扱所（自家用）	4類	35	ガソリン7,000ℓ
屋外給油取扱所（自家用）	4類	28.5	軽油28,500ℓ
屋外給油取扱所（自家用）	4類	100	軽油100,000ℓ
屋内タンク貯蔵所	4類	11	灯油11,000ℓ
屋内タンク貯蔵所（平屋建貯蔵所）	4類	5	重油10,000ℓ
屋内タンク貯蔵所（平屋建貯蔵所）	4類	5	ジエチレングリコール20,000ℓ
屋内タンク貯蔵所（平屋建貯蔵所以外）	4類	5	ジエチレングリコール20,000ℓ
屋内貯蔵所（平屋建独立専用）	4類	6.6	トルエン200ℓ・キシレン200ℓ・絶縁油6000ℓ・廃油600ℓ・アルコール2,000ℓ
屋内貯蔵所（平屋建独立専用）	4類	5.48	ガソリン600ℓ・軽油600ℓ・灯油600ℓ・ギヤオイル7,690ℓ
地下タンク貯蔵所	4類	6	重油12,000ℓ
地下タンク貯蔵所	4類	97	軽油48,500ℓ・灯油48,500ℓ
地下タンク貯蔵所	4類	2	灯油2,000ℓ
地下タンク貯蔵所	4類	4	灯油4,000ℓ
地下タンク貯蔵所	4類	2	軽油2,000ℓ

## 6 輸送関係

### 6-1 ヘリポート指定地

ヘリポート等の名称	所 在 地	備 考
横瀬町防災ヘリポート	横瀬町大字横瀬6351	横瀬町市民グラウンド
	<b>横瀬町大字横瀬4556</b>	<b>横瀬町立横瀬小学校第2グラウンド</b>

### 6-2 県指定緊急輸送道路（町内）

種 別	路線名	区 間	道路管理者
第一次特定 緊急輸送道路	国道299号	飯能市中山（299号との交差点）～ 小鹿野町飯田（皆野両神荒川線との交差点）	県土整備事務所

### 6-3 公用車一覧

令和7年4月時点

(単位:台)

	保有車両							計
	普通 車乗用	小型 乗用	軽乗用	普通 貨物	小型 貨物	軽貨物	その他	
総務課		<u>1</u>					<u>12</u>	<u>13</u>
まち経営課	<u>2</u>	<u>1</u>			<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>7</u>
税務会計課			<u>1</u>					<u>1</u>
福祉介護課		<u>1</u>	<u>1</u>			<u>1</u>		<u>3</u>
健康子育て課			<u>1</u>			<u>1</u>		<u>2</u>
保育所			<u>1</u>					<u>1</u>
児童館						<u>1</u>		<u>1</u>
振興課						<u>2</u>		<u>2</u>
建設課					<u>1</u>	<u>2</u>		<u>3</u>
環境課						<u>2</u>		<u>2</u>
教育委員会		<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>				<u>3</u>
合 計	<u>2</u>	<u>4</u>	<u>5</u>	<u>1</u>	<u>3</u>	<u>10</u>	<u>13</u>	<u>38</u>

## 7 条 例 等

### 7-1 横瀬町防災会議条例

(昭和40年9月25日)  
(条例第13号)

改正 昭和44年3月13日条例第17号  
昭和45年8月21日条例第23号  
昭和57年3月17日条例第9号  
昭和59年9月27日条例第19号  
平成12年3月22日条例第6号  
平成23年9月16日条例第11号  
平成25年6月17日条例第16号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、横瀬町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 横瀬町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 埼玉県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、35人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
  - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- (議事等)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和44年条例第17号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

**附 則** (昭和45年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和57年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和59年条例第19号)

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

**附 則** (平成12年条例第6号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成25年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 7-2 横瀬町防災会議に関する要綱

(目的)

**第1条** この規程は横瀬町防災会議条例（昭和40年条例第13号以下「条例」という。）第5条の規定に基づき防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員)

**第2条** 条例第3条第4項の規定による会長の職務を代理する委員は副町長の職にある委員とする。

(会議)

**第3条** 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 防災会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

(異動等報告)

**第4条** 委員に異動があった場合、後任者は直ちに役職、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会長の専決処分)

**第5条** 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の防災会議においてこれを報告しなければならない。

(会議録)

**第6条** 会長は、会議録を作成し、次の事項を記録しておかなければならない。

- 1 会議の日時及び場所
- 2 出席者の職名及び氏名
- 3 会議に付した案件及び審議の経過
- 4 議決した事項
- 5 その他の事項

(公表等の方法)

**第7条** 地域防災計画を作成し、又は修正した場合の公表、その他防災会議が行う公表は、横瀬町公告式条例（昭和30年条例第12号）の例による。

(雑則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

### 7-3 横瀬町防災会議の権限に属する事項のうちで会長が専決できる事項について

横瀬町防災会議に関する要綱第5条の規定により、次の事項は会長において処理することができる。

- (1) 横瀬町の地域に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。(横瀬町防災会議条例第2条第2号)
- (2) 関係行政機関の長及びその他関係者に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めること。(災対法第21条)
- (3) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関し緊急措置を要する事項

### 7-4 横瀬町災害対策本部条例

(昭和40年9月25日)  
(条例第14号)

改正 昭和59年9月27日条例第19号

平成23年9月16日条例第12号

平成25年6月17日条例第16号

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、横瀬町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

**第4条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(昭和59年条例第19号)

この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

#### 附 則(平成23年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成25年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 8 協定等

### 8-0 災害応援協定一覧

No	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日
1	災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	埼玉県内の全ての市町村	平成19年5月1日
2	災害時の情報交換に関する協定	関東地方整備局	平成22年12月14日
3	消防相互応援協定	飯能市	平成25年4月1日
4	秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書	秩父市、皆野町、長瀬町、小鹿野町	平成19年3月1日
5	埼玉県防災ヘリコプター応援協定	埼玉県	平成3年4月1日
6	比企広域市町村圏組合 消防相互応援協定	比企広域市町村圏組合、秩父広域市町村圏組合、秩父市、皆野町	平成20年4月1日
7	横瀬町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	日本郵便株式会社 秩父郵便局、横瀬郵便局	令和2年10月6日
8	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社 熊谷支社	令和2年8月28日
9	災害時におけるLPGガス応急対応に関する協定書	一般社団法人埼玉県LPGガス協会 秩父支部	平成31年2月27日
10	災害時における物資の輸送に関する協定書	一般社団法人埼玉県トラック協会 秩父支部	平成24年6月11日
11	災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	埼玉県電気工事工業組合	平成21年11月4日
12	災害時における協力支援に関する協定	ちちぶ農業協同組合	平成18年12月20日
13	災害時の医療救護活動に関する協定書	秩父都市医師会、秩父都市歯科医師会、秩父都市薬剤師会	平成28年2月19日
14	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則	秩父都市医師会、秩父都市歯科医師会、秩父都市薬剤師会	平成28年2月19日
15	災害時における被災者等相談の実施に関する協定書	埼玉司法書士会	平成30年9月3日
16	災害時における被災者支援に関する協定書	埼玉県行政書士会	令和2年2月4日
17	災害時における家屋被害認定調査に関する協定書	埼玉土地家屋調査士会	平成24年5月7日
18	防災・防犯情報の緊急放送に関する協定	ちちぶエフエム株式会社	令和2年3月23日
19	災害時における救援物資提供に関する協定書	三国コカ・コーラボトリング株式会社 株式会社伊藤園	平成25年8月12日 平成26年2月6日
20	緊急時解放備蓄型自動販売機に関する覚書	大塚ウェルネスベンディング株式会社 関東支店	平成30年4月18日
21	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和元年5月28日
22	災害時における福祉避難所に関する協定書	社会福祉法人 清心会 さやかワークセンター	平成25年3月19日
		特別養護老人ホーム ウエルハイム・ヨコゼ	平成27年3月23日
		地域密着型 介護老人福祉施設 紐の丘	平成27年3月23日
		介護老人保健施設 なでしこ	令和2年10月1日

<u>No</u>	<u>協定の名称</u>	<u>協定の相手先</u>	<u>協定締結年月日</u>
<u>23</u>	<u>災害時における県立学校等の使用に関する覚書</u>	<u>埼玉県立秩父特別支援学校</u>	<u>令和2年11月25日</u>
<u>24</u>	<u>災害時における応急対策の協力に関する協定書</u>	<u>株式会社助太刀</u>	<u>令和3年1月28日</u>
<u>25</u>	<u>災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書</u>	<u>三協フロンティア株式会社</u>	<u>令和3年6月4日</u>
<u>26</u>	<u>災害時における宿泊施設の提供に関する協定書</u>	<u>株式会社せい八</u>	<u>令和4年3月7日</u>
<u>27</u>	<u>災害時における物資供給に関する協定書</u>	<u>NPO法人コメリ災害対策センター</u>	<u>令和4年3月7日</u>
<u>28</u>	<u>災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書</u>	<u>社会福祉法人 横瀬町社会福祉協議会</u>	<u>令和4年3月22日</u>
<u>29</u>	<u>災害時停電復旧及び啓開作業の相互応援に関する覚書</u>	<u>東京電力パワーグリッド株式会社</u>	<u>令和5年2月1日</u>
<u>30</u>	<u>災害時における入浴機会の提供に関する協定書</u>	<u>株式会社温泉道場</u>	<u>令和6年9月20日</u>
<u>31</u>	<u>災害時における足立区と秩父地域自治体との相互応援に関する協定書</u>	<u>足立区</u>	<u>令和6年10月12日</u>
<u>32</u>	<u>災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定</u>	<u>佐川急便株式会社</u>	<u>令和7年10月1日</u>

## 8－1 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

### (目的)

**第1条** この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

### (応援の種類)

**第2条** この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### (応援要請の手続き)

**第3条** 被災市町村の長は、单一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
  - (2) 応援の種類
  - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
  - (4) 応援を希望する期間
  - (5) 応援場所及び応援場所への経路
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。
- 3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

### (応援の実施)

- 第4条** 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。
- 2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

### (応援の調整)

**第5条** 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

### (情報の交換等)

**第6条** 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

### (その他)

**第7条** この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

- 2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

### 附 則

- 1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内全市町村長の同意書をもって証する。

## 8-2 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 菊川滋（以下「甲」という。）と、横瀬町長加藤嘉郎（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、横瀬町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

### （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 横瀬町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 横瀬町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

### （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に關すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に關すること
- 三 その他甲または乙が必要な事項

### （情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

### （平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

### （協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を所有する。

平成22年12月14日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1  
さいたま新都心合同庁舎2号館  
国土交通省

関東地方整備局長 菊川 滋

乙) 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545  
横瀬町長 加藤嘉郎

### 8-3 消防相互応援協定（飯能市）

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づく飯能市（以下「甲」という。）と秩父郡横瀬町（以下「乙」という。）との消防相互応援協定は、この協定の定めるところによる。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

別表第1に定める区域内に発生した火災を受報又は覚知した場合は、原則として応援側から消防団1隊が出場するものとする。

(2) 特別応援

前号にかかわらず甲乙いずれかの管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し、消防団の応援を必要とする場合は、被応援側の長若しくはその委任を受けた消防団長の要請又は応援側の長若しくはその委任を受けた消防団長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 第3条に定める火災等について応援を求める場合の緊急通信は、別表第2に定める通報指定場所に電話等により行うものとする。

第7条 この協定を実施するために必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

(1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

(2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成25年4月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

平成25年4月1日

飯能市大字双柳1番地の1

甲 飯能市  
飯能市長 沢辺瀬壱

秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地1

乙 秩父郡横瀬町  
秩父郡横瀬町長 加藤嘉郎

別表第1

普 通 応 援 出 場 区 域

飯能市の応援区域	秩父郡横瀬町の応援協定
秩父郡横瀬町のうち 大字芦ヶ久保の一部（市町境よりおおむね500メートルの範囲内）	飯能市のうち 大字北川の一部（市町境よりおおむね500メートルの範囲内） 大字坂元の一部（市町境よりおおむね500メートルの範囲内） 大字南川の一部（市町境よりおおむね500メートルの範囲内） 大字上名栗の一部（市町境よりおおむね500メートルの範囲内）

別表第2

通 報 指 定 場 所 一 覧

協定機関名	所在地	電話番号	通報先
飯能市 (消防団)	埼玉県飯能市 大字双柳1番地の1	042(973)2723	飯能市役所 危機管理課
秩父郡横瀬町 (消防団)	埼玉県秩父郡横瀬町 大字横瀬4545番地	0494(25)0111	横瀬町役場 総務課

## 8-4 秩父地域5市町消防団危機対応相互応援協定書

### (目的)

**第1条** この協定は、住民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす災害、事件、事故の予防鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため、秩父広域市町村圏組合構成市町消防団相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

### (協定区域)

**第2条** この協定の実施区域は、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町とする。

### (対象となる危機)

**第3条** この協定における危機とは、次の各号のいずれかに該当する災害事案等で、大規模又は特殊及び突発的で、応援活動を必要とするものをいう。

- (1) 災害（地震・台風などの風水害、雪害及び地滑りや山崩れなどの土砂災害）
- (2) 事故（列車転覆や航空機墜落の大規模事故、大規模な火災・爆発事故及び危険物・ガス・毒劇物の流出や漏洩事故）
- (3) テロ行為
- (4) 武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態
- (5) その他の災害事案等で、応援活動を必要とするもの。

### (応援の種別)

**第4条** この協定による応援は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 普通応援 協定市町に接する地域及び当該地域周辺部で危機が発生した場合に、発生地の市町長の要請を待たずに出動する応援
- (2) 特別応援 協定市町の区域内に危機が発生した場合に、発生地の市町長の要請に基づいて出動する応援

### (応援要請の方法)

**第5条** 特別応援の要請は、危機発生市町長から電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を明確にして応援市町長に対し行うものとする。

- (1) 危機の種別
- (2) 危機発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員・車両及び資機材の種別数量
- (4) 集結場所及び活動内容
- (5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、応援側は直ちにその旨を被応援側に連絡するものとする。

### (応援隊の派遣)

**第6条** 応援要請を受けた市町長は、当該市町区域内の警備に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。

2 応援市町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻・出動人員・車両及び資機材の種別数量を被応援市町長に通報し、派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく被応援市町長に通報するものとする。

### (応援隊の誘導)

**第7条** 被応援市町の消防団長は、集結場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

### (応援隊の指揮)

**第8条** 応援隊の指揮は、消防長（消防署長）又は被応援市町の消防団長が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に行うことができる。

(経費の負担)

**第9条** 応援隊活動に要する経費は、次の各号に掲げる区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援活動に要する経費のうち、人件費・消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。
- (2) 前号以外の経費は、被応援側の負担とする。

(改廃)

**第10条** この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(疑義)

**第11条** この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度、関係市町の消防団長が協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

**第12条** この協定の締結を証するため、秩父広域市町村圏組合管理者及び協定市町長は協定書6通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管する。

#### 附 則

この協定は、平成19年3月1日から効力を生ずる。

平成19年3月1日

秩父広域市町村圏組合

管理者 栗原稔

秩父市長 栗原稔

横瀬町長 加藤嘉郎

皆野町長 石木戸道也

長瀬町長 大澤芳夫

小鹿野町長 関口和夫

印

印

印

印

印

印

## 8-5 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

### (目的)

**第1条** この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (協定区域)

**第2条** この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

### (災害の範囲)

**第3条** この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

### (応援要請)

**第4条** この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次いづれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2 応援要請は、埼玉県防災航空センター（以下「防災航空センター」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

### (防災航空隊の派遣)

**第5条** 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

### (防災航空隊の隊員の指揮)

**第6条** 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

### (消防活動に従事する場合の特例)

**第7条** 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があつたものとみなす。

### (経費負担)

**第8条** この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第13条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

### (その他)

**第9条** この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

### (適用)

**第10条** この協定は、平成3年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書52通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を所持する。

## 8-6 比企広域市町村圏組合 消防相互応援協定

（比企広域市町村圏組合）  
秩父市  
横瀬町  
皆野町

### （目的）

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、比企広域市町村圏組合と秩父広域市町村圏組合及び秩父市、横瀬町、皆野町（以下「協定団体」という。）間の消防相互応援協定を締結し、火災、救急その他特殊災害が発生した場合に、協定団体相互間の消防力を活用して、災害時における人的及び物的被害を最小限に防止することを目的とする。

### （応援の種別及び区域）

**第2条** 消防相互応援は、普通応援及び特別応援とする。

- 2 普通応援とは、協定団体の境界付近において発生した火災、救急その他の災害等を認知し、もしくは受報した場合に、隣接区域の消防隊又は救急隊が被応援地の要請を待たずして応援出場することをいう。
- 3 特別応援とは、前項に定める普通応援を超える応援を必要とする場合において、被応援地の要請により、前項の規定にかかわらず出場することをいう。

### （応援要請の方法）

**第3条** 応援は口頭により次の事項を連絡し行なうものとする。

- (1) 火災、救急その他災害の種別、発生場所及び規模
- (2) 出場要請部隊
- (3) 進入路、誘導員の配置場所
- (4) 指揮本部の場所及び連絡の方法

### （特別応援部隊の編成）

**第4条** 特別応援部隊の編成については、応援地の裁量によるものとする。

### （指揮）

**第5条** 応援部隊の指揮は、被応援地の現場最高指揮者（以下「最高指揮者」という。）が行なうものとする。ただし、普通応援にあって当該応援部隊が単独で応援活動を行なうときは、応援部隊の長が行なうものとする。

### （連絡）

**第6条** 応援部隊の長は、現場到着及び引揚時、並びに消防活動状況等を速やかに最高指揮者に報告しなければならない。

- 2 前条第1項ただし書きに定める単独で応援活動を行なったときは、終了後速やかに応援活動の状況を被応援地の最高指揮者に連絡するものとする。

(経費の負担)

**第7条** 応援部隊に係る人的及び物的損害に対する負担並びに旅費、手当は応援した側の負担とする。使用した車両の積載消耗品（消火薬剤を除く。）の負担も同様とする。ただし、応援活動を継続するのに必要な消耗品並びに応援活動に消費した消火薬剤の補給については、被応援地において行なうものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応援した側に事故等で特別の損害を生じた場合は、被応援地と協議して経費を分担することができる。

(資料の交換)

**第8条** 協定団体の長は、必要に応じて消防力の状況等の資料を交換するものとする。

(協議)

**第9条** この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協定団体双方が誠意をもって協議して決定するものとする。

#### 附 則

この協定は、平成20年4月1日から施行する。

比企広域市町村圏組合と秩父広域市町村組合との消防相互応援協定（平成5年4月1日締結）は、廃止する。

この協定の成立を証するため、協定書5通を作成し、協定団体記名押印上、各自1通を保有する。

比企広域市町村圏組合

管理者 坂本祐之 輔 

秩父広域市町村圏組合

管理者 栗原 淳 

秩父市

市長 栗原 淳 

横瀬町

町長 加藤 嘉郎 

皆野町

町長 石木戸 道也 

## 8－7 横瀬町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

横瀬町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、町民サービスの向上等を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること。
- (2) 災害発生時における協力に関すること。
- (3) 地域経済活性化に関すること。
- (4) 教育・文化の振興に関すること。
- (5) その他、地方創生に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、低規程に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

ただし、第1号～第2号については次のとおり実施する。

- (1) 第1号及び第2号について

「横瀬町と郵便局との地域における協力に関する協定書」（平成29年9月26日締結）のとおり。

### （協力郵便局）

第3条 本協定の協力郵便局は、別表に定める郵便局とする。

### （協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

### （免責）

第5条 乙は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

### （有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、締結日から2021年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義などが生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

2020年10月6日

甲 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545

横瀬町

横瀬町長 富田 能成

乙 埼玉県秩父市上宮地町3-16

日本郵便株式会社

秩父郵便局長 奥村 聰

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1954-2

日本郵便株式会社

横瀬郵便局長 小澤 幸裕

## 8-8 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

横瀬町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支店（以下「乙」という。）は、横瀬町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

### （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

### （災害時の情報連携）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

- (1) 甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難所の情報を提供
- (2) 乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等による道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

### （災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 停電復旧に係る応急措置の実施
- (2) 電力復旧の支障となる障害物等の除去
- (3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用
- (4) 住民への停電情報等の周知のための、甲の防災業務無線、防災メール、広報媒体等の利用

### （覚書の締結）

第5条 甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

### （秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

### （協定機関）

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第8条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年8月28日

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

甲 横瀬町

横瀬町長 富田 能成

埼玉県熊谷市筑波1丁目113番地

乙 東京電力パワーグリッド株式会社

熊谷支社

熊谷支社長 大矢 孝

## 8-9 災害時におけるLPGガス応急対応に関する協定書

横瀬町（以下「甲」という。）と埼玉県LPGガス協会秩父支部（以下「乙」という。）とは、横瀬町内において地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）にLPGガスの応急対応について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における避難所等へのLPGガスの仮設供給および安全確保を迅速に行うことを目的とする。

### （協力事項）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行うことにより発動する。

### （協力要請）

第3条 災害時において甲がLPGガス応急対応を必要とするときは、甲は、乙に対し、避難所等に関するLPGガスの仮設供給および安全確保について、協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することが困難な場合には、口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

### （応急対応）

第4条 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、優先して応急対応を積極的に行うものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、避難所等の既設LPGガス容器を点検し、必要に応じ、甲の指定した場所に、既設LPGガス容器を移動するとともに、仮設供給を行うものとする。

### （優先出荷）

第5条 LPGガス容器等（以下「物資」という。）が不足した場合、乙は優先して物資を提供するとともに、応急対応にあたるものとする。また、乙は、必要に応じて、甲に対し協力を求めることができる。

### （引渡し）

第6条 出荷した物資の引渡し場所には、甲が指定するものとし、甲は物資を確認するものとする。

### （安全確保）

第7条 乙は、第4条第2項の規定により、仮設供給を実施した後、施設等におけるガス漏れ検査等の安全確認を行うものとする。

2 乙は、前項の安全確認を行った結果を速やかに甲に報告するものとともにガス漏れ等の不具合が生じている場合には、適切な処置を行うものとする。

### （費用負担）

第8条 第4条から第7条までに規定する協力の実施により、乙が要した費用は甲が負担し、対価については、災害発生直前の市場価格を基準に算定し、甲乙協議の上決定する。

### （費用の請求）

第9条 乙は、前条に規定する協力に要した費用を甲に請求する。

### （協定期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙のいずれから、協定の解消について書面による申し出のない限り、同一内容をもって継続するものとする。

### （協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自1通保有するものとする。

平成31年2月27日

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地  
甲 横瀬町  
横瀬町長 富田能成

埼玉県秩父市熊木町12-19  
乙 一般社団法人 埼玉県LPGガス協会  
秩父支部支部長 若林昌司

## 8-10 災害時における物資の輸送に関する協定書

横瀬町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会秩父支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 甲の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

### （要請の手続）

第2条 甲は、この協定による要請をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 輸送する物資名、数量及び輸送先
- (3) 車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の2名体制とする）の人数
- (4) 輸送年月日（期間）
- (5) その他必要とする事項

### （実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

### （報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送の実施を終えたときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）をもって報告するものとする。

### （費用の負担）

- 第5条 乙が第2条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の運搬費用については、原則として乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。
  - 3 甲は、次の場合の費用について、その実費を負担するものとし、それ以外のものについては甲乙協議して定めるものとする。
    - ア 燃料の高騰が著しいときのサーチャージ料
    - イ 宿泊の費用

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、第2条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。

3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

(災害応援活動への適用)

第8条 この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

(期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関する必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年6月11日

横瀬町大字横瀬4545番地

甲 横瀬町

横瀬町長 加藤嘉郎

秩父市宮側町6-11

乙 社団法人埼玉県トラック協会 秩父支部

支部長 金子展明

## 8-11 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、横瀬町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲の町域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

### （支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2） 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3） 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4） 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5） 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

### （支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- （1） 支援協力の種類
- （2） 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3） 支援協力を希望する期間

### （支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

### （復旧作業後の引渡し）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）を提出する。

### （復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

### （経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成21年11月4日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

### （協議）

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成21年11月4日

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地  
甲 横瀬町  
横瀬町長 加藤嘉郎

埼玉県さいたま市北区宮原1丁目39番地  
乙 埼玉県電気工事工業組合  
理事長 小澤浩二

## 8-12 災害時における協力支援に関する協定（ちちぶ農業協同組合）

### （協定の主旨）

**第1条** この協定は、災害時（町民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件、事故が発生した場合、又は発生する恐れがある場合）において、ちちぶ農業協同組合（以下「甲」という。）が行う、横瀬町（以下「乙」という。）への災害対策協力支援に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

**第2条** 甲の協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者が緊急避難的に甲の建物及び施設を利用すること。
- (2) 甲の車両及び機械（原則として運転者同行）を乙が使用すること。
- (3) 農作物及び生鮮食料品を乙に供給すること。
- (4) その他日常生活用品等供給することが可能なものを乙に提供すること。

### （協力の要請）

**第3条** 乙は、災害対策本部を設置し、災害対策を行う際に、甲の協力支援が必要と認めた場合、要請を行うものとする。

2 乙は、前条の協力内容を甲に要請するときは、要請の理由、要請の内容、供給を受ける日時、場所その他必要な事項を明記した書面を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

### （協力支援体制）

**第4条** 甲は、前条の要請を受けたときは、速やかに支援体制を整える等万全を期すものとする。

### （指揮命令）

**第5条** 甲の協力に係る指揮命令及び連絡調整については、乙が指定する者が行うものとする。

### （供給協力及び費用弁償）

**第6条** 甲は、第2条第3号及び第4号の供給の協力をを行うときは、乙の指定する場所に搬入等を行うものとする。

2 乙は、前項による供給を受けたときは、被災日前日の価格を基に、その実費を甲に弁償するものとする。ただし、甲が無償と決定した場合は、無償とし、甲は、速やかにその旨を乙に通告するものとする。

### （疑義の決定等）

**第7条** この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

平成18年12月20日

甲 ちちぶ農業協同組合

代表理事組合長 中嶋政晴 

乙 横瀬町

横瀬町長 加藤嘉郎 

## 8-13 災害時の医療救護活動に関する協定書

### (1) 秩父都市医師会

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と一般社団法人秩父都市医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀬町地域防災計画及び小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

#### (災害医療支援隊の派遣)

第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、災害医療支援隊の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

#### (災害医療支援隊の業務)

第3条 災害医療支援隊の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度の判定
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 後方医療施設への搬送の要否及びその順位の決定
- (4) 死亡の確認及び死体検案
- (5) その他必要な措置

#### (災害医療支援隊の輸送)

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害医療支援隊の輸送について必要な措置をとるものとする。

#### (医薬品等の備蓄及び輸送)

第5条 災害医療支援隊が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、必要に応じ当該災害医療支援班が携行するものを使用することとする。

2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

#### (医療費)

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

#### (防災訓練)

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

#### (費用弁償等)

第8条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲のうち、派遣要請した団体が負担するものとする。

- (1) 災害医療支援隊の派遣及び輸送に要した経費

- (2) 災害医療支援隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費
  - (3) 災害医療支援隊の医師、看護師及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
  - (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施にのために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

秩父市熊木町8番15号

甲 秩父市

秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545

横瀬町

横瀬町長 富田 能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1

皆野町

皆野町長 石木戸 道也

秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

長瀬町

長瀬町長 大澤 タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89

小鹿野町

小鹿野町長 福島 弘文

秩父市熊木町2番19号

乙 一般社団法人 秩父都市医師会

会長 新井 政幸

## (2) 秩父都市歯科医師会

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と秩父都市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀬町地域防災計画及び小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て傷病者に対して医療救護活動を行うことを目的とする。

### (災害医療支援隊の派遣)

第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、災害医療支援隊の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに班を甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

### (災害医療支援隊の業務)

第3条 災害医療支援隊の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置
- (2) 歯科医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 検視・検査に際しての法歯科学上の協力
- (4) 歯科医療記録等による身元確認の協力
- (5) 高齢者、障害者等への口腔ケアの実施
- (6) その他必要な措置

### (災害医療支援隊の輸送)

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、災害医療支援隊の輸送について必要な措置を講じるものとする。

### (医薬品等の備蓄及び輸送)

第5条 災害医療支援隊が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、必要に応じ当該災害医療支援隊が携行するものを使用することとする。

2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

### (医療費)

第6条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

### (防災訓練)

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

### (費用弁償等)

第8条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲のうち、派遣要請した団体が負担するものとする。

- (1) 災害医療支援隊の派遣及び輸送に要した経費
- (2) 災害医療支援隊が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 災害医療支援隊の歯科医師、看護師及びその関係者（事務職等）が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するための本協定書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

秩父市熊木町8番15号

甲 秩父市

秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545

横瀬町

横瀬町長 富田 能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1

皆野町

皆野町長 石木戸 道也

秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

長瀬町

長瀬町長 大澤 タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89

小鹿野町

小鹿野町長 福島 弘文

秩父市皆野町皆野173-3

乙 秩父都市歯科医師会

会長 吉田 久

### (3) 秩父都市薬剤師会

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と秩父都市薬剤師医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、秩父市地域防災計画、横瀬町地域防災計画、皆野町地域防災計画、長瀬町地域防災計画及び小鹿野町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、大規模災害が発生した場合に、甲が行う医療救護活動を円滑に実施するための乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (薬剤師の派遣)

第2条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う必要が生じた場合、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより、甲から要請があった場合は、速やかに甲の指定する場所（災害発生地域）に派遣するものとする。

#### (薬剤師の業務)

第3条 薬剤師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における医師の処方にに基づく調剤及び服薬指導
- (2) 医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理
- (3) その他必要な措置

#### (薬剤師の輸送)

第4条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師の輸送について必要な措置をとるものとする。

#### (医薬品等の備蓄及び輸送)

第5条 薬剤師が使用する医薬品等は、原則として甲が備蓄しているものとするが、災害の状況に応じ、薬剤師が携行するもの及び乙の備蓄するものを使用することとする。

2 備蓄医薬品等の輸送は、原則として甲が行う。

3 救護所において必要とする給食及び給水は、甲が行う。

#### (調剤費)

第6条 救護所における調剤費は、無料とする。

#### (防災訓練)

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に参加するよう努めるとともに、当該訓練の参加者に傷病者が発生したときの医療救護を併せ担当するものとする。

#### (費用弁償等)

第8条 第2条の規定に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の費用は、甲のうち、派遣要請した団体が負担するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣及び輸送に要した経費
- (2) 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 乙が備蓄している医薬品等を使用した場合の実費
- (4) 医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (5) 前各号に定めるもののほか、この協定実施にのため必要とした経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

#### (細則)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書6通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

秩父市熊木町8番15号

甲 秩父市

秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545

横瀬町

横瀬町長 富田 能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1

皆野町

皆野町長 石木戸 道也

秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

長瀬町

長瀬町長 大澤 タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89

小鹿野町

小鹿野町長 福島 弘文

秩父市寺尾1447-1

乙 秩父都市薬剤師会

会長 四方田 真一

## 8-14 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

### (1) 秩父都市医師会

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と一般社団法人秩父都市医師会（以下「乙」という。）は、平成28年2月19日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第9条に基づく実施細則について、次のとおり定める。

#### （災害医療支援隊の派遣要請）

第1条 協定書第2条第1項に規定する災害医療支援隊の派遣要請は「医療救護活動派遣要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

#### （医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定書第2条第1項の規定により災害医療支援隊を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲のうち、派遣要請した団体に提出するものとする。

- （1）医療救護活動報告書（様式第2号）
- （2）医療救護支援隊名簿（様式第3号）
- （3）医薬品等使用報告書（様式第4号）

#### （事故報告）

第3条 乙は、協定書第3条に基づく医療救護活動において、災害医療支援隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲のうち、派遣要請した団体に報告するものとする。

#### （費用弁償等の額）

第4条 協定書第8条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。

- 2 協定書第8条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。
- 3 協定書第8条第1項第4号に規定する費用は、前各号に該当しない費用であって、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適當と認められた経費とする。

#### （費用弁償等の請求）

第5条 協定書第8条第1項第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各災害医療支援隊分を取りまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）により、甲のうち、派遣要請した団体に請求するものとする。

- 2 協定書第8条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲のうち、派遣要請した団体に請求するものとする。

(費用弁償等の支払い)

第6条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助費の申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を6通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

秩父市熊木町8番15号  
甲 秩父市  
秩父市長 久喜 邦康  
  
秩父郡横瀬町大字横瀬4545  
横瀬町  
横瀬町長 富田 能成  
  
秩父郡皆野町大字皆野1420-1  
皆野町  
皆野町長 石木戸 道也  
  
秩父郡長瀬町大字本野上1035-1  
長瀬町  
長瀬町長 大澤 タキ江  
  
秩父郡小鹿野町小鹿野89  
小鹿野町  
小鹿野町長 福島 弘文  
  
秩父市熊木町2番19号  
乙 一般社団法人 秩父都市医師会  
会長 新井 政幸

## (2) 秩父都市歯科医師会

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と秩父都市歯科医師会（以下「乙」という。）は、平成28年2月19日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第9条に基づく実施細則について、次のとおり定める。

### (災害医療支援隊の派遣要請)

第1条 協定書第2条第1項に規定する災害医療支援隊の派遣要請は「医療救護活動派遣要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

### (医療救護活動の報告)

第2条 乙は、協定書第2条第1項の規定により災害医療支援隊を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲のうち、派遣要請した団体に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第2号）
- (2) 医療救護支援隊名簿（様式第3号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第4号）

### (事故報告)

第3条 乙は、協定書第3条に基づく医療救護活動において、災害医療支援隊員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲のうち、派遣要請した団体に報告するものとする。

### (費用弁償等の額)

第4条 協定書第8条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。

- 2 協定書第8条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。
- 3 協定書第8条第1項第4号に規定する費用は、前各号に該当しない費用であって、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適當と認められた経費とする。

### (費用弁償等の請求)

第5条 協定書第8条第1項第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各災害医療支援隊分を取りまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）により、甲のうち、派遣要請した団体に請求するものとする。

- 2 協定書第8条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲のうち、派遣要請した団体に請求するものとする。

### (費用弁償等の支払い)

第6条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助費の申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を6通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

秩父市熊木町8番15号

甲 秩父市

秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545

横瀬町

横瀬町長 富田 能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1

皆野町

皆野町長 石木戸 道也

秩父郡長瀬町大字本野上1035-1

長瀬町

長瀬町長 大澤 タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89

小鹿野町

小鹿野町長 福島 弘文

秩父郡皆野町皆野173-3

乙 秩父郡市歯科医師会

会長 吉田 久

### (3) 秩父都市薬剤師会

ちちぶ医療協議会を構成している市町（以下「甲」という。）と秩父都市薬剤師会（以下「乙」という。）は、平成28年2月19日付けで締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第9条に基づく実施細則について、次のとおり定める。

#### (災害医療支援隊の派遣要請)

第1条 協定書第2条第1項に規定する薬剤師の派遣要請は「医療救護活動派遣要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

#### (医療救護活動の報告)

第2条 乙は、協定書第2条第1項の規定により薬剤師を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲のうち、派遣要請した団体に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第2号）
- (2) 医療救護支援隊名簿（様式第3号）
- (3) 医薬品等使用報告書（様式第4号）

#### (事故報告)

第3条 乙は、協定書第3条に基づく医療救護活動において、薬剤師が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲のうち、派遣要請した団体に報告するものとする。

#### (費用弁償等の額)

第4条 協定書第8条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和35年埼玉県規則第26号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の定めるところによる。

2 協定書第8条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。

3 協定書第8条第1項第4号に規定する費用は、前各号に該当しない費用であって、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適當と認められた経費とする。

#### (費用弁償等の請求)

第5条 協定書第8条第1項第1号及び第2号に規定する費用については、乙が各薬剤師を取りまとめ、災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第6号）により、甲のうち、派遣要請した団体に請求するものとする。

2 協定書第8条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、災害救助法施行細則に定める様式により、甲のうち、派遣要請した団体に請求するものとする。

#### (費用弁償等の支払い)

第6条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助費の申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を6通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月19日

秩父市熊木町8番15号  
甲 秩父市  
秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字横瀬4545  
横瀬町  
横瀬町長 富田 能成

秩父郡皆野町大字皆野1420-1  
皆野町  
皆野町長 石木戸 道也

秩父郡長瀬町大字本野上1035-1  
長瀬町  
長瀬町長 大澤 タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89  
小鹿野町  
小鹿野町長 福島 弘文

秩父市寺尾1447-1  
乙 秩父郡市薬剤師会  
会長 四方田 真一

(様式第1号)

番号  
年月日

様

印

## 医療救護活動派遣要請書

災害時の医療救護活動に関する協定書第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり派遣を要請します。

記

1 災害発生時の日時 年 月 日 時 分

2 災害発生の場所

3 災害の原因及び被害の概況

4 派遣を要請する場所及び人員（班）

（1）場所

（2）人員（班）

5 派遣の期間

6 その他必要な事項

(様式第2号)

医療救護活動報告書

災害発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分					
災害発生場所						
災害医療班編成	班名					
	医師					
	看護師					
	その他					
活動内容	活動時間	月 日 時 分～ 月 日 時 分				
	活動場所					
	医療救護人員	計	死 亡	重 症	中等症	軽 症
		人	人	人	人	人
	(具体的に)					

※医療救護班ごとに1枚の様式に記入すること。

(様式第3号)

### 災害医療支援隊名簿

災害医療班名	職種	氏名	所属	住所	従事時間

※災害医療班ごとに1枚の様式に記入すること。

(様式第4号)

## 医薬品等使用報告書

災害発生日	年 月 日
災害発生場所	

※品名欄は、医薬品、医療材料等の種類を記入すること。

## 事故報告書

年 月 日から、年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、  
下記のとおり事故（傷病・死亡）者が発生したので報告します。

### 記

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務先		医療班名	
傷病名				程度	重症・中等症・軽症
診療医療機関名					
受傷（発病）日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
死亡場所					
発傷（発病）・死亡時の状況					

(様式第6号)

## 費用弁償請求書

年 月 日

あて

住 所  
氏 名

印

次の金額を請求します。

金額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額として

(添付明細書のとおり)

## 8-15 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

横瀬町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

### （派遣要請等）

第2条 甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

3 乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。

4 乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

### （被災者等相談の範囲）

第3条 相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

- （1）相続に関する相談
- （2）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談
- （3）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談
- （4）成年後見制度に関する相談
- （5）その他司法書士法に定める業務に関する相談

### （要請の方法）

第4条 甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

### （態勢整備等）

第5条 乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

2 乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めるものとする。

### （費用負担）

第6条 被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談

機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

(相談料)

第7条 乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

(情報交換等)

第8条 甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

(連携)

第9条 乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

(協定の存続期間)

第10条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年9月3日

(甲) 秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

横瀬町

町長 富田 能成

(乙) さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号

埼玉司法書士会

会長 山㟢 秀美

## 8-16 災害時における被災者支援に関する協定書

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町（以下「ちちぶ定住自立圏」という。）と埼玉行政書士会（以下「行政書士会」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、ちちぶ定住自立圏域内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに大規模事故、火災等の人為災害が発災した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

### （行政書士業務相談）

第2条 この協定において行政書士業務相談は次のとおりとする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
- (2) 自動車登録申請書類に関する相談
- (3) 相続関係書類に関する相談
- (4) 許認可申請書類に関する相談
- (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
- (6) その他行政書士法に定める業務に関する相談

### （相談対象者）

第3条 行政書士業務相談を受けることができる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 災害により被害を受けたちちぶ定住自立圏域内在住勤者
- (2) 災害により被害を受けたちちぶ定住自立圏域内企業及びその他の団体等
- (3) 災害によりちちぶ定住自立圏外からちちぶ定住自立圏域内に避難した者
- (4) 前各号の者の親族、介護者又は現に支援にあたっている者でちちぶ定住自立圏又は行政書士会が必要と認めたもの

### （支援業務の申請）

第4条 茨城定住自立圏は、災害時において、被災者支援のためちちぶ定住自立圏が必要と認める場合は、行政書士会に対して第2条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

令和2年2月4日

秩父市熊木町8番15号

秩父市

秩父市長 久喜 邦康

秩父郡横瀬町大字4545番地

横瀬町

横瀬町長 富田 能成

秩父郡皆野町大字皆野1420番地1

皆野町

皆野町長 石木戸 道也

秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1

長瀬町

長瀬町長 大澤 タキ江

秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

小鹿野町

小鹿野町長 森 真太郎

さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号

埼玉県行政書士会

会長 関口 隆夫

## 8-17 災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

横瀬町（以下「甲」という。）と埼玉土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という）について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、甲の町内において災害が発生した場合に、乙が甲に対して行う支援に関し、その手続きを定め、円滑な支援が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

### （支援の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について支援を要請することができる。

(1) 災害にかかる住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づき、甲の職員と連携した町内家屋の調査に関するもの。

(2) 甲が発行したり災証明について、町民からの相談に関するもの。

### （支援の要請）

第3条 甲は乙に対し、前条に定める支援を受けようとする場合には、認定調査を実施する所在地及び内容等、必要事項を記載した「被害認定調査要請書」（別紙様式第1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、事後速やかに被害認定調査要請書を提出するものとする。

### （支援の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、被害認定調査要請承諾書（別紙様式第2）を提出するとともに、速やかに乙の会員を甲に派遣し、認定調査を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を遅滞なく報告するものとする。

### （費用の負担）

第5条 甲は、前条の規定により派遣された会員の入会費は負担しない。

2 乙が、甲の要請により認定調査を実施する場合の必要な資機材の費用については甲が負担するものとする。

### （費用の請求）

第6条 乙は、認定調査が完了したときは、速やかに前条第2項の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により、請求された内容を確認のうえ、適当と認めたときは速やかに乙に支払うものとする。

### （守秘義務）

第7条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### （従事者の災害補償）

第8条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

### （有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後においても同様とする。

### （協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議のうえ決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年5月7日

甲 横瀬町  
町長 加藤嘉郎

乙 埼玉土地家屋調査士会  
会長 宮田精一

## 8-18 防災・防犯情報の緊急放送に関する協定

横瀬町（以下「甲」という。）とちちぶエフエム株式会社（以下「乙」という。）は、防災・防犯情報の緊急放送に關し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、横瀬町内において災害等が発生した場合又は発生するおそれがある場合若しくは犯罪発生情報及び防犯に関する注意情報（以下「防災・防犯情報」という。）を緊急放送することにより、被害の軽減及び犯罪の未然防止を図り、もって町民生活の安全確保に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 地震、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖くずれ、土石流、地滑りその他の自然現象及び武力攻撃事態、大規模な事故等の町民の生命財産に影響を及ぼす可能性のある非常の事態をいう。
- (2) 緊急放送 前条の目的を達成するために、甲の要請により、乙が所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

### （要請）

第3条 防災・防犯情報の緊急放送を行う必要があると認めたときは、次の各号に定める方法により要請するものとする。

#### (1) 乙の放送局員がスタジオにいる場合

- ア 甲は、ファクシミリ・電子メール等により、乙のスタジオ宛に緊急放送である旨を明示した放送原稿を送付する。
- イ 乙は、緊急放送の原稿を受けたときは、その内容を甲に確認し、直ちに緊急放送を実施する。また、必要と認めたときは、適宜繰り返して放送する。

#### (2) 乙の放送局員がスタジオにいない場合

- ア 甲は、別に定める乙に所属するいざれかの者に連絡を取り、緊急放送を要請する。
- イ 乙は、甲から依頼を受けスタジオに到着したときは、速やかにその内容を確認し放送する。また、必要と認めたときは、適宜繰り返して放送する。

### （情報の活用）

第4条 甲がインターネットやメール等で発信済の防災・防犯情報については、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送を通じて伝えることができるものとする。

### （費用の負担）

第5条 緊急放送に要する費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、緊急放送に要する費用を甲に請求しない。
- (2) 緊急放送の実施により、予定していた広告放送ができなかつたときは、乙と当該広告主との協議により、その解決を図るものとする。

### （協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲、乙いざれからも協定の解除又は変更の申出がない限り、継続するものとする。

### （協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙双方が誠意をもって協議の上、解決にあたるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年3月23日

甲 秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地  
横瀬町  
町長 富田 能成

乙 秩父市中町4番11号  
ちちぶエフエム株式会社  
代表取締役 磯田 恵美

## 8-19 災害時における救援物資提供に関する協定書

### (1) 三国コカ・コーラボトリング株式会社

横瀬町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

#### （協力の内容）

第2条 甲の行政区内外に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

2 乙は、災害対応型自動販売機【キースイッチ搭載型、エネレンジャー搭載型】（以下「自販機」という。）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。

尚、乙が設置している自販機は、乙の甲に対する協力を実行するために設置するものであり、甲及び乙は、設置場所、設置台数を維持するものとする。

3 乙は、速やかにフォローワー体制を整えるなど万全を期するものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

4 乙は、第1項の要請があったとき飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。

5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は、甲乙協議の上決定するものとする。

#### （自販機鍵の貸与）

第3条 乙は、前条第2項の飲料の使用を可能とするため、甲に対し自販機鍵を貸与するものとする。

2 甲は、自販機鍵を甲の責任において保管・管理し、自販機鍵の管理責任者が異動などにより交代する場合は、確実に引継ぎを行うものとする。

#### （自販機鍵の取扱い）

第4条 乙は、第2条第2項の飲料の使用を可能とするため、甲に対し自販機の取扱いに関する事項を、説明書をもって説明を行い、甲は、説明書を保管・管理し、管理責任者が異動などにより交替する場合は、確実に引継ぎを行うものとする。

#### （提供結果の通知）

第5条 甲は、第2条第2項に基づき、飲料を災害の被災者等に提供した場合、後日速やかに乙に使用結果を通知するものとする。

#### （要請の手続き）

第6条 この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

#### （期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲乙相手方のいずれかから協定解消の申し出がないかぎり、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

第8条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施に関する必要な事項は、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成25年8月12日

甲 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545  
横瀬町長 加藤嘉郎

乙 埼玉県桶川市加納180番地  
三国コカ・コーラボトリング株式会社  
執行役員 営業本部  
埼玉第二支社長 井上 豊

様式1 (第6条関係)

## 救援物資（飲料水）提供要請書

年 月 日

三国コカ・コーラボトリング株式会社  
代表取締役社長 様

横瀬町長

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定第6条の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	
電話要請日時	
電話要請者（横瀬町）・ 応答者（三国）氏名	要 応
物資搬入等における 横瀬町担当者	横瀬町 部 課 氏名 電話
その他	

## (2) 株式会社伊藤園

横瀬町（以下「甲」という。）と株式会社 伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力の内容）

第2条 甲内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時は、乙は次項から第5項の内容により協力するものとする。

2 乙は、甲乙間の契約等に基づき、設置する災害対応型自動販売機（以下「自販機」という。）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。なお、対象となる自販機については、甲乙別途覚書を締結の上、これを定める。

3 乙は、第1項の要請があった時は、可能な範囲において速やかにフォローワーク体制を整えるよう努めるものとする。なお、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

4 乙は、第1項の要請があった時は、可能な範囲において飲料水の供給についても甲に行うものとする。

5 前項の飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。なお、飲料水の対価については、甲が負担するものとし、価格は災害発生直前の市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまで運賃を考慮の上、甲乙協議の上決定するものとする。

### （要請の手続き）

第3条 前条による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、甲、乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

### （協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関する必要な事項は、その他この協定に定めない次項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成26年2月6日

甲 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545  
横瀬町  
横瀬町長 加藤嘉郎

乙 東京都渋谷区本町三丁目47番10号  
株式会社 伊藤園  
総務部長 川本正人

## 救援物資提供要請書

年 月 日

株式会社 伊藤園  
熊谷支店  
支店長 様

横瀬町長

災害時における救援物資の提供に関する協定第3条の規定により、次のように要請します。

1. 救援物資 自動販売機機内在庫、飲料水

2. 物資搬入日時 年 月 日 時

3. 物資搬入場所

## 8-20 緊急時解放備蓄型自動販売機に関する覚書

横瀬町（以下「甲」という）と大塚ウェルネスベンディング株式会社（以下「乙」という）は、甲地内に乙が設置する緊急時解放備蓄型自動販売機（以下「本自販機」という）の取扱いに関し、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

### （甲の権利）

**第1条** 甲は、本自販機設置場所において災害が発生し、甲において災害対策本部またはそれに類するものが開設された場合、当該災害の規模により、以下の使用基準に従い、本自販機内の在庫商品（以下「庫内商品」という）を甲の責任で使用できるものとする。

ただし、通信手段の途絶等の理由から、甲乙ともに指示命令ができない場合は、被災現地の責任者の判断をもって、庫内商品を利用できるものとする。

	災害の規模	庫内商品の使用基準
1	震度5弱以上の地震。	無条件で庫内商品を使用できる。
2	気象庁より7つの警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）が発表された場合。	公共交通機関または主要道路が途絶し、復旧の見込みがなく、かつ町内に滞留せざるを得ない時、庫内商品を使用できる。
3	火山の噴火・大規模停電・テロ等の予期しない災害発生時。	公共交通機関または主要道路が途絶し、復旧の見込みがなく、かつ町内に滞留せざるを得ない時、庫内商品を使用できる。

### （承諾事項）

**第2条** 乙は、前条の場合、甲が乙から貸与された本自販機の鍵を用いて庫内商品を無償で使用することを承諾する。

2. 甲は、善良なる管理者の注意をもって乙から貸与された本自販機の鍵を管理することとし、紛失、盜難が発生した場合には直ちに乙に通知し、その対応を協議するものとする。

### （対象自販機）

**第3条** 甲及び乙は、本覚書で対象となる本自販機を以下のとおりとすることに合意する。

- ・所在地：秩父郡横瀬町横瀬1913-41
- ・機種：NS-18WP2730FB-HP
- ・所在地：秩父郡横瀬町横瀬1868-1
- ・機種：N-18WP2730FBJEL
- ・設置場所：ウォーターパーク・シラヤマ
- ・機番：030046330
- ・設置場所：寺坂棚田トイレ横
- ・機番：030046412

### （庫内商品）

**第4条** 甲は、第1条に基づき、庫内商品を無償で使用した場合、後日、速やかに使用した理由及び使用本数を、乙に書面にて報告するものとする。

### （有効期限）

**第5条** 本覚書の有効期限は、締結の日から1年間とし、甲乙のいずれかからの覚書の取消の申し出がない限り、同一内容をもって継続とする。なお、本自販機が撤去された場合、当該撤去日をもって本覚書も終了とする。

### （協議事項）

**第6条** 本覚書に定めのない事項または本覚書の各事項の解釈に疑義を生じた場合、甲乙誠意をもって協議し、その解決を図るものとする。

本覚書締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成30年4月18日

甲 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地  
横瀬町  
横瀬町長 富田 能成

乙 東京都千代田区神田美土代町9-1  
MD神田ビル2F  
大塚ウェルネスベンディング株式会社  
関東支店  
支店長 高岡 文博

## 8-21 災害に係る情報発信等に関する協定

横瀬町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、横瀬町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、横瀬町が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ横瀬町の行政機能の低下を軽減させるため、横瀬町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、横瀬町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、横瀬町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、横瀬町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 横瀬町が、横瀬町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 横瀬町が、横瀬町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 横瀬町が、災害発生時の横瀬町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 横瀬町が、横瀬町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 横瀬町が、横瀬町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 横瀬町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、横瀬町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを隨時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく横瀬町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

#### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、横瀬町から提供を受ける情報について、横瀬町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、横瀬町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対して期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、横瀬町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、横瀬町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年5月28日

横瀬町：埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

横瀬町長　富田能成

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役　川邊健太郎

## 8-22 災害時における福祉避難所に関する協定書

### (1) 社会福祉法人 清心会 さやかワークセンター

#### 災害時における福祉避難所の開設に関する協定書

社会福祉法人 清心会（以下「甲」という。）と横瀬町（以下「乙」という。）とは、横瀬町地域防災計画において福祉避難所（以下「避難所」という。）として指定する甲の施設について、災害時に避難施設として使用するに当たり、管理・運営方法等について、次のとおり協定を締結する。

##### （目的）

第1条 この協定は、横瀬町内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における、災害時要援護者のうち身体等に障がいのある者に対する支援のため、乙が避難所として甲の施設を使用することについて、必要な事項を定めるものである。

##### （避難所利用対象者）

第2条 甲が管理する施設を避難所として利用する対象者（以下「利用対象者」という。）は、災害時要援護者のうち身体等に障がいのある者及び介護者（家族等を含む。）とする。

##### （避難施設）

第3条 この協定において、「避難施設」とは、甲の施設のうち避難所として使用する「さやかワークセンター」をいう。

2 その他、必要とする施設については、その都度甲の同意を要するものとする。

##### （避難所の開設）

第4条 乙は、災害発生又は災害の発生するおそれのある場合は、避難施設の状況を確認し避難所として開設することができる。

##### （開設の通知）

第5条 乙は、前条に基づき避難所を開設しようとする際は、事前に甲に対しその旨を福祉避難所開設通知書（様式第1号）又は口頭で通知するものとする。なお、口頭で通知した場合は、開設後速やかに甲に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

2 乙は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、甲が承諾した施設を避難所として開設することができるものとする。

ただし、乙は開設後速やかに甲に対し福祉避難所開設通知書により開設した旨を通知するものとする。

##### （利用対象者の移送）

第6条 乙は、避難が必要な利用対象者の移送を行うよう努めるものとする。

##### （開設期間）

第7条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができるものとし、乙は福祉避難所使用許可期限延長申請書（様式第2号）により甲に期間の延長を申請するものとする。

##### （日中活動再開への配慮）

第8条 乙は、甲が早期に日中活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

##### （避難所の閉鎖）

第9条 乙は、甲の管理する施設における避難所を閉鎖するときは、甲に福祉避難所閉鎖届（様式第3号）を提出するとともに、速やかに施設を原状に復し、甲の確認を受けた後、甲に引き渡すものとする。

##### （鍵の貸与）

第10条 甲は、災害発生時に備え、乙に必要な鍵を貸与し、乙は、貸与された鍵を適正に保管するものとする。

2 乙は、貸与された鍵の保管責任者を別紙1で甲に報告するものとする。

また、保管責任者に変更があった場合には、その都度文書で甲に報告するものとする。

3 甲は、錠の故障・破損等により錠を交換した場合、速やかに乙に通知をする。乙は、通知に基づき鍵を返却し、改めて別紙1により貸与をうけるものとする。

(避難所の管理運営)

第11条 避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲は、これに協力するものとする。

2 乙は予め、避難所運営組織について甲に通知するものとする。

3 乙は、災害が発生した場合において、乙が開設した他の避難所と同様に被災情報の伝達及び救援物資等の提供を行うものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上、負担するべき額を決定する。

(防災関連情報の交換)

第13条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

(防災訓練の参加)

第14条 甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。なお、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第15条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をそれぞれ定め、別紙2により相互に通知するものとする。

2 連絡責任者等に変更が生じた場合、速やかに相互に通知するものとする。

(協定の有効期限)

第16条 この協定は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第17条 前各条に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲及び乙が署名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成25年3月19日

秩父市山田1199番地2

甲 社会福祉法人 清心会  
総合施設長 村山勇治

横瀬町大字横瀬4545番地

乙 横瀬町  
横瀬町長 富田能成

別紙1 (第10条関係)

避難所開設に係る鍵の保管責任者

乙

年 月 日現在

名 称	横瀬町
所 在 地	横瀬町大字横瀬4545番地
電 話	0494-25-0111 (代表)
F A X	0494-23-9349 (代表)
電子メール	soumu@town.yokoze.saitama.jp
鍵の保管責任者	氏名

別紙2 (第15条関係)

避難所開設に係る協定に関する連絡責任者

甲

年 月 日現在

名 称	さやかワークセンター
所 在 地	横瀬町大字横瀬4299番地1
電 話	0494-26-6613
F A X	0494-22-1710
電子メール	
協定に関する連絡責任者	氏 名

別紙2 (第15条関係)

避難所開設に係る協定に関する連絡責任者

乙

年 月 日現在

名 称	横瀬町
所 在 地	横瀬町大字横瀬4545番地
電 話	0494-25-0111 (代表)
F A X	0494-23-9349 (代表)
電子メール	soumu@town.yokoze.saitama.jp
協定に関する連絡責任者	氏 名

## (2) 特別養護老人ホーム ウエルハイム・ヨコゼ

### 災害時における福祉避難所に関する協定書

社会福祉法人織船会（以下「甲」という。）と横瀬町（以下「乙」という。）とは、横瀬町地域防災計画において福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）として指定する甲の施設について、災害時に避難施設として使用するに当たり、管理・運営方法等について、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、横瀬町内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における、災害時要援護者のうち身体等に障がいのある者など指定避難場所で生活することが困難な者（以下「要援護者」という。）に対する支援のため、乙が福祉避難所として甲の施設を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### （福祉避難所として指定する施設）

第2条 乙が福祉避難所として指定する甲の施設は、次のとおりとする。

（1） 所在地 秩父市横瀬町大字横瀬5806番地1

（2） 施設名称 特別養護老人ホーム ウエルハイム・ヨコゼ

#### （福祉避難所利用対象者）

第3条 甲が管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、要援護者とその介護者（家族等を含む。）とする。

#### （福祉避難所の開設）

第4条 乙は、災害発生又は災害の発生するおそれのある場合は、甲の施設の状況を確認し福祉避難所として開設することができる。

#### （開設の通知）

第5条 乙は、前条に基づき福祉避難所を開設しようとする際は、事前に甲に対しその旨を福祉避難所開設通知書（様式第1号）又は口頭で通知するものとする。なお、口頭で通知した場合は、開設後速やかに甲に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

#### （要援護者の移送）

第6条 乙は、避難が必要な要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

#### （個人情報の保護）

第7条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者とその介護者（家族等を含む。）の固有の情報を漏らしてはならない。

#### （開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができるものとし、乙は福祉避難所使用許可期限延長申請書（様式第2号）により甲に期間の延長を申請するものとする。

#### （福祉避難所の閉鎖）

第9条 乙は、甲の管理する施設における福祉避難所を閉鎖するときは、速やかに施設を原状に復すとともに、甲に福祉避難所閉鎖届（様式第3号）を提出するものとする。

2 前項の規定に係る費用は乙の負担とする。なお、負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上、負担するべき額を決定する。

#### （福祉避難所の管理運営）

第10条 福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合において、乙が開設した他の避難所と同様に被災情報の伝達及び救援物資等の提供を行うものとする。

#### （経費の負担）

第11条 乙は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上、負担するべき額を決定する。

(防災関連情報の交換)

第12条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

(防災訓練の参加)

第13条 甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。なお、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をそれぞれ定め、別紙1により相互に通知するものとする。

2 連絡責任者等に変更が生じた場合、速やかに相互に通知するものとする。

(協定の有効期限)

第15条 この協定は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第16条 前各条に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成27年 3月23日

横瀬町大字横瀬5806番地1

甲 社会福祉法人 織船会  
理事長 荒 舟 紘 一

横瀬町大字横瀬4545番地

乙 横瀬町  
横瀬町長 富田能成

別紙1（第14条関係）

協定に関する連絡責任者

甲・乙

年 月 日現在

名称		
所在地		
電話		
FAX		
電子メール		
協定に関する連絡責任者	氏名	

### (3) 地域密着型 介護老人福祉施設 絆の丘

#### 災害時における福祉避難所に関する協定書

社会福祉法人織船会（以下「甲」という。）と横瀬町（以下「乙」という。）とは、横瀬町地域防災計画において福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）として指定する甲の施設について、災害時に避難施設として使用するに当たり、管理・運営方法等について、次のとおり協定を締結する。

##### （目的）

第1条 この協定は、横瀬町内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における、災害時要援護者のうち身体等に障がいのある者など指定避難場所で生活することが困難な者（以下「要援護者」という。）に対する支援のため、乙が福祉避難所として甲の施設を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

##### （福祉避難所として指定する施設）

第2条 乙が福祉避難所として指定する甲の施設は、次のとおりとする。

- (1) 所在地 秩父市横瀬町大字横瀬2197番地1
- (2) 施設名称 地域密着型 介護老人福祉施設 絆の丘

##### （福祉避難所利用対象者）

第3条 甲が管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、要援護者とその介護者（家族等を含む。）とする。

##### （福祉避難所の開設）

第4条 乙は、災害発生又は災害の発生するおそれのある場合は、甲の施設の状況を確認し福祉避難所として開設することができる。

##### （開設の通知）

第5条 乙は、前条に基づき福祉避難所を開設しようとする際は、事前に甲に対しその旨を福祉避難所開設通知書（様式第1号）又は口頭で通知するものとする。なお、口頭で通知した場合は、開設後速やかに甲に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

##### （要援護者の移送）

第6条 乙は、避難が必要な要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

##### （個人情報の保護）

第7条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者とその介護者（家族等を含む。）の固有の情報を漏らしてはならない。

##### （開設期間）

第8条 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができるものとし、乙は福祉避難所使用許可期限延長申請書（様式第2号）により甲に期間の延長を申請するものとする。

##### （福祉避難所の閉鎖）

第9条 乙は、甲の管理する施設における福祉避難所を閉鎖するときは、速やかに施設を原状に復するとともに、甲に福祉避難所閉鎖届（様式第3号）を提出するものとする。

2 前項の規定に係る費用は乙の負担とする。なお、負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上、負担するべき額を決定する。

##### （福祉避難所の管理運営）

第10条 福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合において、乙が開設した他の避難所と同様に被災情報の伝達及び救援物資等の提供を行うものとする。

##### （経費の負担）

第11条 乙は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上、負担するべき額を決定する。

(防災関連情報の交換)

第12条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

(防災訓練の参加)

第13条 甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。なお、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をそれぞれ定め、別紙1により相互に通知するものとする。

2 連絡責任者等に変更が生じた場合、速やかに相互に通知するものとする。

(協定の有効期限)

第15条 この協定は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第16条 前各条に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成27年 3月23日

横瀬町大字横瀬5806番地1

甲 社会福祉法人 織船会  
理事長 荒船 純一

横瀬町大字横瀬4545番地

乙 横瀬町  
横瀬町長 富田能成

別紙1 (第14条関係)

協定に関する連絡責任者

甲・乙

年 月 日現在

名称		
所在地		
電話		
FAX		
電子メール		
協定に関する連絡責任者	氏名	

#### (4) 介護老人保健施設 なでしこ

##### 災害時における福祉避難所に関する協定書

医療法人健秀会（以下「甲」という。）と横瀬町（以下「乙」という。）とは、横瀬町地域防災計画において福祉避難所（以下「福祉避難所」という。）として指定する甲の施設について、災害時に避難施設として使用するに当たり、管理・運営方法等について、次のとおり協定を締結する。

###### （目的）

第1条 この協定は、横瀬町内において災害発生又は災害の発生するおそれのある場合における、災害時要援護者のうち身体等に障がいのある者など指定避難場所で生活することが困難な者（以下「要援護者」という。）に対する支援のため、乙が福祉避難所として甲の施設を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

###### （福祉避難所として指定する施設）

第2条 乙が福祉避難所として指定する甲の施設は、次のとおりとする。

- （1） 所在地 横瀬町大字横瀬5850番地
- （2） 施設名称 介護老人保健施設 なでしこ

###### （福祉避難所利用対象者）

第3条 甲が管理する施設を福祉避難所として利用する対象者は、要援護者とその介護者（家族等を含む。）とする。

###### （福祉避難所の開設）

第4条 乙は、災害発生又は災害の発生するおそれのある場合は、甲の施設の状況を確認し福祉避難所として開設することができる。

###### （開設の通知）

第5条 乙は、前条に基づき福祉避難所を開設しようとする際は、事前に甲に対しその旨を福祉避難所開設通知書（様式第1号）又は口頭で通知するものとする。なお、口頭で通知した場合は、開設後速やかに甲に対し福祉避難所開設通知書を提出するものとする。

###### （要援護者の移送）

第6条 乙は、避難が必要な要援護者の移送を行うよう努めるものとする。

###### （個人情報の保護）

第7条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要援護者とその介護者（家族等を含む。）の固有の情報を漏らしてはならない。

###### （開設期間）

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害の状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間を延長することができるものとし、乙は福祉避難所使用許可期限延長申請書（様式第2号）により甲に期間の延長を申請するものとする。

###### （福祉避難所の閉鎖）

第9条 乙は、甲の管理する施設における福祉避難所を閉鎖するときは、速やかに施設を原状に復すとともに、甲に福祉避難所閉鎖届（様式第3号）を提出するものとする。

2 前項の規定に係る費用は乙の負担とする。なお、負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上、負担するべき額を決定する。

###### （福祉避難所の管理運営）

第10条 福祉避難所の管理運営は、乙の責任において行うものとし、甲はこれに協力するものとする。

2 乙は、災害が発生した場合において、乙が開設した他の避難所と同様に被災情報の伝達及び救援物資等の提供を行うものとする。

###### （経費の負担）

第11条 乙は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

2 前項の規定による負担額について疑義が生じたときは、甲乙双方が協議の上、負担するべき額を決定する。

(防災関連情報の交換)

第12条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

(防災訓練の参加)

第13条 甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。なお、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者をそれぞれ定め、別紙1により相互に通知するものとする。

2 連絡責任者等に変更が生じた場合、速やかに相互に通知するものとする。

(協定の有効期限)

第15条 この協定は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第16条 前各条に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲及び乙が記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和2年10月1日

横瀬町大字横瀬5850番地

甲 医療法人健秀会  
理事長 荒 舟 丈 一

横瀬町大字横瀬4545番地

乙 横瀬町  
横瀬町長 富田能成

別紙1（第14条関係）

協定に関する連絡責任者

甲・乙

年 月 日現在

名称		
所在地		
電話		
FAX		
電子メール		
協定に関する連絡責任者	氏名	

## 8-23 災害時における県立学校等の使用に関する覚書

埼玉県立秩父特別支援学校（以下「甲」という。）と横瀬町（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等（以下「避難施設等」という。）として使用することについて必要な事項を定める。

### （災害の種類）

第2条 本覚書で想定している災害は次に掲げるとおりとする。

- （1） 地震
- （2） 浸水害・土砂災害
- （3） 大規模な火災
- （4） その他

### （避難施設等）

第3条 本覚書における「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙1に定めるとおりとする。

2 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙2の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。

3 乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年4月10日までに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

4 前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙3により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

5 甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、毎年4月10日までに別紙4により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

6 前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙4により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

### （避難所開設等）

第4条 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

2 避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

### （備品等の使用）

第5条 避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や児童生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

### （防災関連情報の交換）

第6条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年1回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。

### （防災訓練の参加）

第7条 甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力するものとする。防災訓練に当たっては、乙は周辺住民への参加を呼びかけ、参加を促すものとする。

### （覚書の有効期間）

第8条 本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙からの解除の申し出がない限り、継続するものとする。

2 前項の規定により、本覚書を解除する場合には、乙所有の備蓄品の撤去を行うものとする。なお、撤去の方法やその費用負担等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （協議）

第9条 前各条に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

また、本覚書の締結をもって、平成25年3月19日付「災害時における福祉避難所の開設に関する協定書」については締結を解除するものとする。

令和2年11月25日

秩父市大宮5676番地1  
甲 埼玉県立秩父特別支援学校  
校長 大澤 充

秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地  
乙 横瀬町  
横瀬町長 富田能成

(別紙1) 第3条関係

【第2条第1項各号に該当する災害の場合】

1 甲の施設 (該当するものにチェックをする)

- 指定緊急避難場所 (災害対策基本法第49条の4)
- 指定避難所 (災害対策基本法第49条の7)
- 福祉避難所 (災害対策基本法施行令第20条の6第5項)
- 防災拠点校 (埼玉県地域防災計画)
- 指定なし

2 避難施設・立ち入り禁止施設等

「略」

(避難施設・立ち入り禁止施設詳細は、協定書原本を参照のこと。)

なお、全建物・全室等に学校備品、物品等あり、トイレが使用できない状況の場合はポータブルトイレ等で対応。

使用可の施設でも、学校備品や機械設備が管理されている部分については立ち入りを不可とする場合がある。

(別紙2) 鍵貸与リスト

「略」

(「鍵貸与リスト」については、協定書原本を参照のこと。)

(別紙3) 連絡責任者、鍵保管責任者、鍵取扱者

※本報告書は毎年度4月10日までに学校及び県教育委員会へ提出する

令和 年 月 日

(あて先)

埼玉県立秩父特別支援学校長  
県教育局総務課長

横瀬町長

### 連絡責任者、鍵保管責任者、鍵取扱者報告書

「災害時における県立学校等の使用に関する覚書」に基づき、連絡責任者、鍵保管責任者、鍵取扱者を報告します。

	担当課所	連絡責任者 職・氏名	連絡担当者 職・氏名	連絡先（職場）
				担当者連絡先（携帯）
福祉避難所覚書				
福祉避難所開設				
避難所への必要 物資の対応				
鍵保管				
鍵取扱				

- ・福祉避難所覚書：本覚書に関する連絡責任者、連絡担当者
- ・福祉避難所開設：避難所を開設する際の連絡責任者、連絡担当者
- ・避難所への必要物資の対応：開設後の必要物資関連の連絡責任者・連絡担当者
- ・鍵保管：貸与された鍵を保管する責任者
- ・鍵取扱：貸与された鍵を災害時に取り扱う職員等

(連絡先) 埼玉県立秩父特別支援学校事務室

住所：秩父市大宮5676-1

電話：0494-24-1361

県教育局総務課総務担当 住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-6615

(別紙4) 連絡責任者・担当者

※本報告書は毎年度4月10日までに市町村及び県教育委員会へ提出する

令和 年 月 日

横瀬町長 様

埼玉県立秩父特別支援学校長

連絡責任者報告書

「災害時における県立学校の使用に関する覚書」に基づき、連絡責任者及び担当者を報告します。

	職名	氏名	連絡先 (自宅・携帯電話等)
連絡責任者	校長		
担当者1	教頭		
担当者2	教頭		
担当者3	事務長		

埼玉県立秩父特別支援学校 携帯番号

×××-××××-×××

休業日には上記職員いずれかが秩父特別支援学校名義の携帯電話を所持しています。

御連絡につきましては、最初にこの番号に御連絡ください。

緊急連絡及び災害対応用の電話のため、福祉避難所に関する連絡のみの使用で部外者への周知等はしないようお願いいたします。

また、個人情報の取扱いにつきまして御留意願います。

## 8-24 災害時における応急対策の協力に関する協定書

横瀬町（以下「甲」という。）と株式会社助太刀（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、横瀬町内で地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合の応急対策の実施について必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、応急対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）は、「応急対策協力要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、協力要請を受けたときは、直ちに応急対策を実施するものとする。

### （応急対策の内容）

第3条 協力要請する応急対策は、次の各号に掲げる業務とする。

（1）乙の提供するアプリケーション（以下「助太刀アプリ」という。）への、災害復旧工事に従事可能な建設事業者を一覧表示する機能（以下「災害支援機能」という。）の供給

（2）その他、甲乙協議の上必要と認める業務

2 甲は、乙に対し協力要請を行うと共に、横瀬町内の建設事業者等へ災害支援機能の利用について情報提供を行うものとする。

### （協力体制の整備）

第4条 乙は、協力要請を受けた場合において、速やかに応急対策を実施できるよう、常に助太刀アプリへの機能供給体制について、整備するものとする。

2 甲は、平時より横瀬町内の建設事業者等に対し、助太刀アプリ及び災害支援機能の周知を行うよう努めるものとする。周知に当たり乙は可能な限りの協力をを行うものとする。

### （報告）

第5条 乙は、協力要請に基づく応急対策を完了したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

### （費用負担）

第6条 支援の実施に要する費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

### （損害補償）

第7条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、助太刀アプリの利用に伴う甲又は建設事業者等に発生した損害については、乙の定める助太刀利用規約により取り扱うものとする。

### （非保証）

第8条 乙は、災害支援機能が甲又は建設事業者等の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、甲又は建設事業者による助太刀アプリの利用が甲又は建設事業者等に適用のある法令・内部規則等に適合すること及び不具合が生じないこと等について、何ら保証しないものとする。

### （有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定解除の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとし、その後の期間においても同様とする。

### （協議事項）

第10条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年1月28日

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545  
甲 横瀬町  
横瀬町長 富田能成  
東京都渋谷区南平台町2番17号日交南平台ビル5階  
乙 株式会社助太刀  
代表取締役 我妻陽一

## 8-25 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

横瀬町（以下「甲」という。）と三協フロンティア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、横瀬町内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、町民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。  
（救援物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

### （要請の方法）

第3条 甲は書面により、乙に対して要請事項を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し後日書面により提出するものとする。

### （供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。  
（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。  
ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める運搬手段により運搬するものとする。

### （報告及び承認）

第6条 乙は、甲が要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

### （費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

### （費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

### （情報交換）

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

### （有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

### （協議）

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年6月4日

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545

甲 横瀬町

横瀬町長

千葉県柏市新十余二5番地

乙 三協フロンティア株式会社

取締役営業推進本部長 兼 関東統括部長

## 8-26 災害時における宿泊施設の提供に関する協定書

株式会社 せい八（以下「甲」という。）と横瀬町（以下「乙」という。）とは、災害時における一時的な宿泊施設として、甲が所有する施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、一時宿泊施設として乙が甲に協力を求めるに關し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象施設)

第2条 甲が所有する施設とは、次の施設とする。

(1) みやびホテル(秩父市熊木町24-14) B棟

(2) ホテル隣接駐車場

### (協力要請)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合において、町内居住者の速やかな避難について支援を行う必要があると認めるときは、甲に対し協力を要請することができる。

(1) 町内に災害が発生した場合

(2) 町内に大規模災害が発生するおそれがある場合

### (要請の受託)

第4条 甲は、前条による要請を受けたときは、施設に受入れの余裕がない場合を除き、可能な限り要請に応じるものとする。

### (受入れ対象者)

第5条 第3条の規定に基づき乙が甲に協力要請を行う際、甲が所有する施設を一時宿泊施設として利用できる者（以下「施設利用者」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 指定一般避難所では対応が困難であると乙が認めた者

(2) 災害時応援職員

(3) その他乙が必要と認めた者

### (要請の方法)

第6条 第3条に規定する要請は、災害時における宿泊施設協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により協力の要請を行うことができる。

2 前項ただし書きにより、電話、FAX等により協力の要請を行った場合、乙は速やかに前項に規定する要請書を甲に提出するものとする。

### (施設利用期間)

第7条 甲が所有する施設を一時宿泊施設として利用できる期間は、施設への受入れが可能となった日から、指定一般避難所等の開設状況などを勘案し、一時宿泊施設として利用する必要がなくなるまでを基準として、甲乙協議により定めるものとする。

### (費用負担)

第8条 宿泊施設の提供に要する費用は、乙の負担とする。ただし、施設利用期間が終了した後、施設利用者が施設を継続して利用することを希望した場合、利用期間終了後の費用については、施設利用者自らが負担するものとする。

### (連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、第3条に規定する協力要請が速やかに行われるよう、連絡責任者を定め、連絡責任者報告書（様式第2号）により相手方へ報告するものとする。報告した内容に変更があった場合も同様とする。

### (実績報告)

第10条 甲は、本協定に基づく協力を行ったときは、災害時における宿泊施設の提供に関する実績報告書（様式第3号）により実績報告を行うものとする。

### (個人情報の取扱い)

第11条 甲及び乙は、本協定の履行により知り得る全ての情報に関して、個人情報保護法及び関連法令に基づき、適

切な管理を行うものとする。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙による施設利用の協力要請を受けた後、取消し等があった場合も、乙に対して損害賠償は請求しないものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から30日前までに、甲又は乙が書面をもって協定終了の意思表示をしない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長されるものとし、その後も同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

令和4年3月7日

甲 埼玉県秩父市熊木町24-14 B棟

株式会社 せい八

代表取締役 北川 誠八

乙 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545

横瀬町

横瀬町長 富田 能成

## 8-27 災害時における物資供給に関する協定書

横瀬町（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

### （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

### （引渡し等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

### （費用の負担）

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

### （費用の支払い）

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

### （情報交換）

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

### （協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

### （有効期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月7日

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地  
甲 横瀬町  
横瀬町長 富田能成

新潟県新潟市南区清水4501番地1  
乙 NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 捧雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

<u>大分類</u>	<u>主な品種</u>
<u>作業関係</u>	<u>作業シート、標識ロープ、</u> <u>ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、</u> <u>長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、</u> <u>雨具、土のう袋、ガラ袋、</u> <u>スコップ、ホースリール</u>
<u>日用品等</u>	<u>毛布、タオル、</u> <u>割箸、使い捨て食器、</u> <u>ポリ袋、ホイル、ラップ、</u> <u>ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）</u> <u>バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、</u> <u>簡易ライター、使い捨てカイロ</u>
<u>水関係</u>	<u>飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク</u>
<u>冷暖房機器等</u>	<u>大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ</u>
<u>電気用品等</u>	<u>投光器、懐中電灯、乾電池、</u> <u>カセットコンロ、カセットボンベ</u>
<u>トイレ関係等</u>	<u>救急ミニトイレ</u>

## 8-28 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

横瀬町（以下「甲」という。）と社会福祉法人横瀬町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における横瀬町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、横瀬町災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するため、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

### （連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

### （センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、センターを設置するものとする。

### （センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、その設置場所を確保するものとする。

### （センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーター、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

### （協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

### （センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

#### （1）被災情報の把握

#### （2）ボランティアニーズの把握

#### （3）災害ボランティアの募集、受付

#### （4）災害ボランティア活動の情報発信

#### （5）センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応

#### （6）ボランティア活動保険の加入手続

#### （7）災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達、貸出、保管及び管理

#### （8）災害ボランティア活動に必要な移動支援

#### （9）横瀬町災害対策本部等との以下の情報の共有

##### ①被災状況・避難情報

##### ②インフラ等の復旧計画・復旧情報

##### ③ボランティアによる支援活動の状況

##### ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める。）

##### ⑤その他災害ボランティア活動に必要と甲及び乙が認める情報

#### （10）関係機関・団体との間の連絡、調整、仲介等

#### （11）その他センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。  
(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用や運営に係る人件費、応援職員旅費等については、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項に規定する費用の内訳について、甲の求めに応じ、その内容を説明するものとする。  
(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。  
2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖)

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に關し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力をを行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月22日

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

甲 横瀬町  
横瀬町長 富田能成 印

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬1240番地

乙 社会福祉法人 横瀬町社会福祉協議会  
会長 富田能成 印

## 8-29 災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

横瀬町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社（以下「乙」という。）は、令和2年8月28日付で締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、次のとおり必要な事項を定めるものとする。

### （目的及び原則）

第1条 本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力をを行うことを目的とする。

2 相互協力にあたっては所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧に緊急を要する状況等においては、双方協議のうえ、必要と認められる場合に、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

### （対象区域）

第2条 本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第44条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

2 その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議のうえ必要な範囲について定めるものとする。

### （対象作業）

第3条 本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障となる電力設備及び樹木・土砂等の障害物の除去作業を対象とする。

### （要請の手続）

第4条 乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するものとする。

（1）要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）

（2）場所（直近の電柱番号、住所、地図等）

（3）作業内容

（4）作業希望日時

（5）要請者連絡先

（6）その他必要な事項

2 緊急と判断された場合には、口頭又は電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に基づく手続きを行う。

### （道路区域における作業の実施）

第5条 甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

2 甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。

3 前項の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。

4 乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡したうえで啓開作業を実施することができる。

### （その他区域における作業の実施）

第6条 第2条第2項の区域における作業については、前条の規定に準じて甲乙協議のうえ実施するものとする。

### （費用負担）

第7条 前2条に基づき実施された停電復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別紙「災害時における停電復旧作業及び啓開作業に係る費用負担」による。

2 甲及び乙は前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

### （実施責任）

第8条 関係機関への周知並びに第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(定めのない事項等)

第9条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年2月1日

甲 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

横瀬町

横瀬町長 富田 能成

乙 埼玉県熊谷市筑波1丁目113番地

東京電力パワーグリッド株式会社

熊谷支社

熊谷支社長 足立 浩一

## 8-30 災害時における入浴機会の提供に関する協定書

横瀬町(以下「甲」という。)と株式会社温泉道場(以下「乙」という。)は、以下のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条に定める災害が発生した場合において、乙が甲に行う協力事項等について必要な基本的内容を定めるものとする。

### (協力事項)

第2条 乙は、次の各号に掲げる事項について、甲に協力するものとする。

- (1) 被災者への入浴機会の提供
- (2) 入浴機会の提供時の乙の保有する備品、消耗品の提供
- (3) 保有する飲料水の提供
- (4) 保有する雑用水の提供

### (協力の要請等)

第3条 甲は、前条に掲げる協力事項を要請する場合は、乙に文書又は口頭で行うものとする。

2 甲は、前項の要請をした場合は、広報などの必要な措置をとるものとする。

### (経費の負担)

第4条 この協定に基づく協力及び要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除き、原則として乙が無償でこれを提供するものとする。

### (協定の有効期間)

第5条 この協定は、締結の日から1年間、効力を生じるものとする。

2 前項の期間が満了する1月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合、本協定は期間満了の日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

### (協議事項)

第6条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 9月20日

埼玉県秩父郡横瀬町横瀬4545番地  
甲 横瀬町  
横瀬町町長 富田 能成

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川3700番地  
乙 株式会社温泉道場  
代表取締役社長 山崎 寿樹

## 8-31 災害時における足立区と秩父地域自治体との相互応援に関する協定書

足立区（以下「甲」という。）と秩父地域1市4町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町及び小鹿野町）（以下、これらを総称して「乙」という。）は、災害時の相互応援活動に關し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は甲乙いづれかの地域において、地震、水害、火災等による大規模災害が発生し、当該被害を受けた団体単独では十分に被災者の救護等の応急措置が実施できない場合において、相互に応援を行い、もって被災地区住民の生命の安全と生活基盤の確保に寄与することを目的とする。

### （応援の内容）

第2条 この協定に基づき実施する応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に関する必要な物資を提供すること。
- （2）食糧品、飲料水その他生活必需品等を提供すること。
- （3）避難者を一時収容するために必要な施設を提供すること。
- （4）被災者の応急救助、復旧及び復興に必要な職員を派遣すること。
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった応援をすること。

### （応援の要請）

第3条 被災した団体が被害を受けていない団体に対し、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を連絡するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）必要とする物資等の種類及び数量
- （3）必要とする職員の職種及び人数
- （4）応援の期間
- （5）応援場所及び応援場所への経路
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項に規定する要請は、甲と乙を構成する各団体の間で直接、電話等により応援の要請や連絡調整を行うこととし、後日、速やかに要請文書を送付するものとする。

### （応援の実施）

第4条 前条の規定により応援の要請を受けた団体は、可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

### （経費の負担）

第5条 応援に要する経費は、応援を要請した団体の負担とし、その額については、双方で協議して定める。

2 前項の規定により難い場合には、別途協議するものとする。

### （情報等の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報交換を行うものとする。

### （協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年10月12日

東京都足立区中央本町一丁目17番1号  
甲 足立区長 近藤弥生

埼玉県秩父市熊木町8番15号  
乙 秩父市長 北堀篤

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地  
横瀬町長 富田能成

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420番地1  
皆野町長 黒澤栄則

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上1035番地1  
長瀬町長 大澤夕江

埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地  
小鹿野町長 森真太郎

## 8-32 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

横瀬町(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 本協定は、横瀬町域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「支援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と支援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる横瀬町内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

### (物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、横瀬町内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

### (物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

### (物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

### (報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

### (経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入及び配達等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰するべき事由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第14条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 7年10月 1日

埼玉県秩父郡横瀬町横瀬4545番地  
甲 横瀬町  
横瀬町長 富田能成

埼玉県白岡市篠津914-3  
乙 佐川急便株式会社 北関東支店  
支店長 福元俊朗

## 9 その 他

### 9-1 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

最終改正 令和7年7月1日

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり  360円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
	<u>災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。</u>	<u>(基本額)</u> <u>避難所設置費</u> <u>1人1日当たり</u>  <u>360円以内</u> <u>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</u>	<u>法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判断し、現に救助の必要がなくなつた日までの期間</u>	<u>1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や避難所の整備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。</u> <u>2 避難にあたっての輸送費は別途計上</u>
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として <u>7,089,000円</u> 以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内。
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																																								
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり <u>1,390円以内</u>	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)																																																								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																																								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること																																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>夏</td> <td><u>20,300</u></td> <td><u>26,100</u></td> <td><u>38,700</u></td> <td><u>46,200</u></td> <td><u>58,500</u></td> <td><u>8,500</u></td> </tr> <tr> <td>全焼</td> <td>冬</td> <td><u>33,700</u></td> <td><u>43,500</u></td> <td><u>60,600</u></td> <td><u>70,900</u></td> <td><u>89,300</u></td> <td><u>12,300</u></td> </tr> <tr> <td>流失</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>夏</td> <td><u>6,700</u></td> <td><u>8,900</u></td> <td><u>13,400</u></td> <td><u>16,300</u></td> <td><u>20,500</u></td> <td><u>2,900</u></td> </tr> <tr> <td>半焼</td> <td>冬</td> <td><u>10,700</u></td> <td><u>14,000</u></td> <td><u>19,900</u></td> <td><u>23,600</u></td> <td><u>29,800</u></td> <td><u>3,900</u></td> </tr> <tr> <td>床上浸水</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	全壊	夏	<u>20,300</u>	<u>26,100</u>	<u>38,700</u>	<u>46,200</u>	<u>58,500</u>	<u>8,500</u>	全焼	冬	<u>33,700</u>	<u>43,500</u>	<u>60,600</u>	<u>70,900</u>	<u>89,300</u>	<u>12,300</u>	流失								半壊	夏	<u>6,700</u>	<u>8,900</u>	<u>13,400</u>	<u>16,300</u>	<u>20,500</u>	<u>2,900</u>	半焼	冬	<u>10,700</u>	<u>14,000</u>	<u>19,900</u>	<u>23,600</u>	<u>29,800</u>	<u>3,900</u>	床上浸水							
区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算																																																					
全壊	夏	<u>20,300</u>	<u>26,100</u>	<u>38,700</u>	<u>46,200</u>	<u>58,500</u>	<u>8,500</u>																																																					
全焼	冬	<u>33,700</u>	<u>43,500</u>	<u>60,600</u>	<u>70,900</u>	<u>89,300</u>	<u>12,300</u>																																																					
流失																																																												
半壊	夏	<u>6,700</u>	<u>8,900</u>	<u>13,400</u>	<u>16,300</u>	<u>20,500</u>	<u>2,900</u>																																																					
半焼	冬	<u>10,700</u>	<u>14,000</u>	<u>19,900</u>	<u>23,600</u>	<u>29,800</u>	<u>3,900</u>																																																					
床上浸水																																																												
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上																																																								
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊娠等の移送費は、別途計上																																																								
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上																																																								
福祉サービスの提供	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする要配慮者	1 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費として当該地域における通常の実費 2 福祉避難所の設置の場合は、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内																																																									

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
<u>住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）【準半壊以上（相当）】</u>	<u>災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u>	<u>住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 53,900円以内</u>	<u>災害発生の日から10日以内</u>	
<u>住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）【大規模半壊・中規模半壊・半壊】</u>	<u>1 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行なうければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（いわゆる大規模半壊）した者</u>	<u>居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、1世帯当たり 739,000円以内</u>	<u>災害発生の日から3カ月以内に完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内に完了）</u>	
<u>住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）【準半壊】</u>	<u>災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では、応急修理をすることができない者</u>	<u>居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、1世帯当たり 358,000円以内</u>	<u>災害発生の日から3カ月以内に完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ月以内に完了）</u>	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>5,500円</u> 中学校生徒 <u>5,800円</u> 高等学校等生徒 <u>6,300円</u>	災害発生の日から 教科書 1カ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） <u>232,200円以内</u> 小人（12歳未満） <u>185,700円以内</u>	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の検索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1 体当たり <u>3,700円以内</u> 一時保存： ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1 体当たり <u>5,900円以内</u> 検査、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検査は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	町内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 <u>143,900円以内</u>	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	<u>避難者の避難支援</u>	<u>当該地域における通常の実費</u>	<u>救助の実施が認められる期間以内</u>	<p><u>災害が発生するおそれ段階の救助は、避難行動が困難な要配慮者の輸送であり、以下の費用を対象とする。</u></p> <p>○避難所へ輸送するためのバス借上げ等にかかる費用</p> <p>○避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費</p>
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行ふのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超える6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超える1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超える2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超える3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超える5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、[内閣総理大臣](#)に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 9-2 自治会等の状況

令和8年1月1日時点

地区名	自治会名	人口	世帯数	計	
				人口計	世帯数計
根古屋	1区				
	2区				
	3区				
	23区				
苅米	4区				
	5区				
宇根	7区				
	8区				
	9区				
	10区				
中郷	6区				
	11区				
川東	12区				
	13区				
	14区				
川西	15区				
	16区				
	17区				
芦ヶ久保	18区				
	19区				
	20区				
	21区				
	22区				

### 9-3 指定文化財一覧

令和7年10月1日時点

指定	種別	種類	指定物件	所在地	指定年月日
国	記念物	天然記念物	武甲山石灰岩地特殊植物群落	横瀬8253	S 26. 6. 9
〃	〃	〃	古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群（新田橋の礫岩露頭）	横瀬字寺坂1902-1、1906-2	H28. 3. 1
県	民俗	無形民俗	横瀬の人形芝居	横瀬6110	S 52. 3. 29
〃	〃	〃	芦ヶ久保の獅子舞	芦ヶ久保202-3	S 54. 3. 27
〃	記念物	旧跡	秩父絹発祥の地 城谷沢の井	横瀬649	S 36. 9. 1
〃	〃	天然記念物	西善寺のコミネカエデ	横瀬598	S 25. 3. 20
〃	名勝		外秩父丸山の眺望	大字芦ヶ久保字沼ノ久保886-4、895-4	H27. 3. 13
〃	有形		横瀬の人形芝居舞台	横瀬6110	R 4. 3. 18
町	有形	建造物	島田家建造物	横瀬1310	S 48. 1. 31
〃	〃	〃	愛宕神社本殿	横瀬3663-3	S 63. 7. 20
〃	〃	絵画	姥神の絵馬	芦ヶ久保1144-1	S 48. 1. 31
〃	〃	〃	里宮本殿絵馬	横瀬879	H元. 3. 30
〃	〃	〃	御嶽神社里宮社務所の杉戸絵	横瀬879	〃
〃	〃	〃	札所六番の紙本着色 荻野堂縁起絵巻	横瀬1430	〃
〃	〃	〃	札所七番の紙本着色涅槃図	横瀬1501	〃
〃	〃	〃	紙本墨画淡彩出山釈迦図	横瀬6086	R 3. 11. 25
〃	〃	彫刻	茂林寺の舟乗觀音	芦ヶ久保200	S 48. 1. 31
〃	〃	〃	八阪神社	横瀬3306-2	〃
〃	〃	〃	ト雲寺の清涼寺式釈迦如来立像	横瀬1430	S 63. 3. 25
〃	〃	〃	中郷の諏訪神社	横瀬4590	〃
〃	〃	〃	赤谷觀音堂の十六善神像	芦ヶ久保1144-1	〃
〃	〃	〃	御嶽神社里宮社務所の欄間彫刻	横瀬879	H元. 3. 30
〃	〃	〃	摩利支天像	横瀬5108	H 5. 2. 12
〃	〃	〃	茂林寺の閻魔王像	芦ヶ久保200	H11. 4. 11
〃	〃	〃	木造聖觀音坐像	横瀬5151	R 3. 11. 25

指定	種別	種類	指定物件	所在地	指定年月日
町	有形	彫刻	大慈寺本堂本尊厨子	横瀬5151	R 3. 11. 25
〃	〃	〃	銅造勝軍地蔵立像	横瀬1399	R 4. 6. 17
〃	〃	〃	半鐘	〃	〃
〃	〃	工芸品	武甲山御嶽神社の宮殿	横瀬8645	S 63. 3. 25
〃	〃	〃	銅鐘	横瀬6119	R 3. 11. 25
〃	〃	古文書	加藤家古文書	横瀬2191	S 48. 1. 31
〃	〃	〃	若林家永年日記	横瀬6110	〃
〃	〃	歴史資料	建武年代の板碑	芦ヶ久保663-1	〃
〃	〃	〃	今市の石塔	横瀬1873-16	〃
〃	民俗	有形民俗	芦ヶ久保の山車	芦ヶ久保140-1	S 48. 1. 31
〃	〃	〃	宇根の山車	横瀬3306-2	〃
〃	〃	〃	本橋家氣楽流柔術資料	横瀬5142-1	S 48. 6. 14
〃	〃	〃	宇根の錦写絵	横瀬2000	S 63. 3. 25
〃	〃	無形民俗	里宮の神楽	横瀬879	S 48. 1. 31
〃	記念物	史跡	札所五番語歌堂	横瀬6119	〃
〃	〃	〃	札所六番ト雲寺（荻野堂）	横瀬1430	〃
〃	〃	〃	札所七番法長寺（牛伏堂）	横瀬1508	〃
〃	〃	〃	札所八番西善寺	横瀬598	〃
〃	〃	〃	札所九番明智寺	横瀬2157	〃
〃	〃	〃	札所十番大慈寺	横瀬5151	〃
〃	〃	〃	根古屋城址	横瀬7926	〃
〃	〃	〃	古御嶽城址	横瀬8095-1、-2	〃
〃	〃	〃	追分の道標	芦ヶ久保1454-2	〃
〃	〃	〃	持山寺跡	横瀬8653	S 48. 4. 16
〃	〃	〃	数術家加藤兼安の碑	横瀬5044-1	H3. 5. 16
〃	〃	〃	氣楽流柔術家 加藤良正の碑	横瀬1095	S 48. 6. 14
〃	〃	天然記念物	チチブベニシダレザクラ	横瀬2872-1	S 48. 1. 31

指定	種別	種類	指定物件	所在地	指定年月日
町	記念物	天然記念物	ザゼンソウ自生地	芦ヶ久保1483-1 〃 1497-5	S 48. 1. 31
〃	〃	〃	大畑のカヤ	芦ヶ久保738	S 63. 3. 25
〃	〃	〃	古峯神社のアカヤシオ自生地	芦ヶ久保1435	〃

## 9-4 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置

本町は、大規模地震対策特別措置法に基づく防災対策強化地域に指定されていないが、東海地震が発生した場合、震度5弱から5強程度が予想されている。同法に基づく警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と被害軽減のため、従来、本編に「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」を記載していた。

平成29年11月から南海トラフ全域での地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されており、これに伴い、現在「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。このため、警戒宣言が発令される見込みがないことから「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置」については、参考として資料編に掲載している。

### (1) 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

#### 【関係機関・町】

##### 第1 目標

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は、東海地震注意情報が発表される。

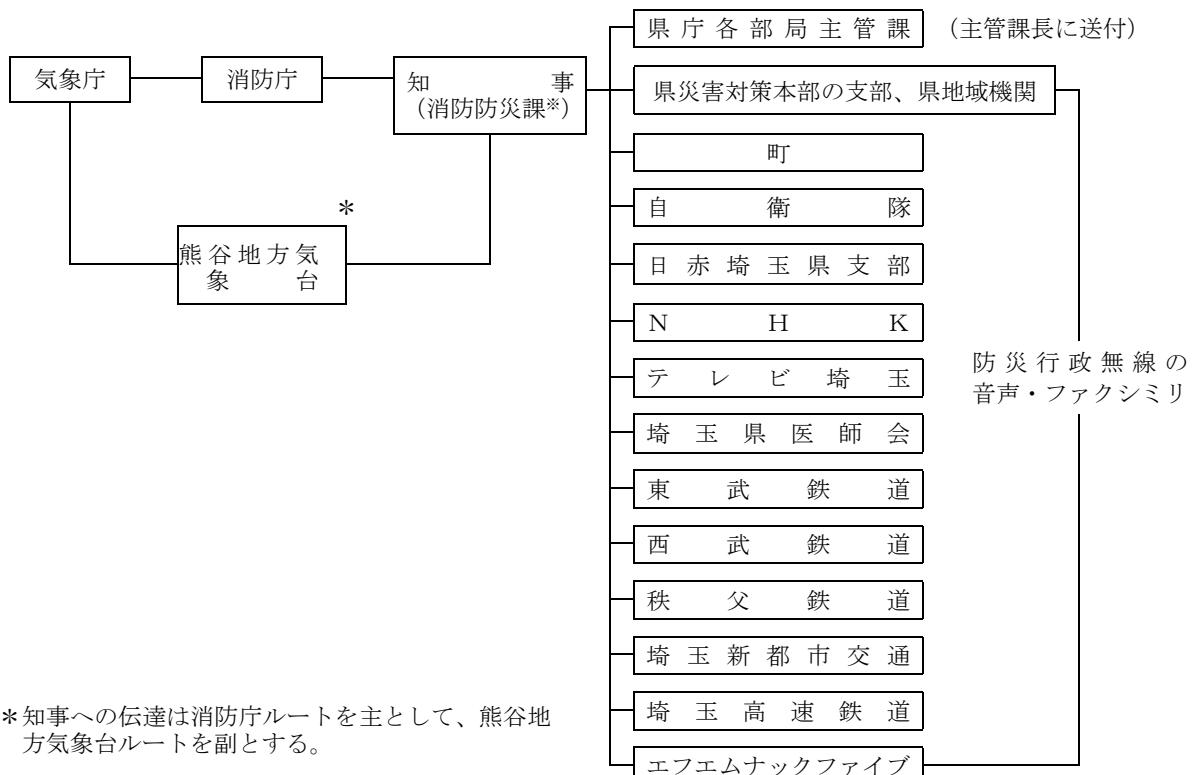
このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

##### 第2 東海地震注意情報の伝達

###### 1 伝達系統及び伝達手段

県からの東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

町は、県等から東海地震注意情報に関する情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の機関内部及び地域機関等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



\* 参考掲載のため、旧課名にて記載。

## 2 伝達体制

町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

## 3 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- (2) 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- (3) 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- (4) その他必要と認める事項

## 第3 活動体制の準備等

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに本部の準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

- (1) 本部の設置準備に入る。
  - (2) 配備体制は、警戒体制とする。
  - (3) 東海地震注意情報発表時の所掌事務
- 本部が設置されるまでの間、総務課が関係機関の協力を得ながら、次の事項を行う。
- ア 東海地震注意情報等その他防災上必要な情報の収集伝達  
イ 防災関係機関等との連絡調整  
ウ 社会的混乱防止のため必要な措置

## (2) 警戒宣言に伴う措置

### 【関係機関・総務部】

## 第1 目標

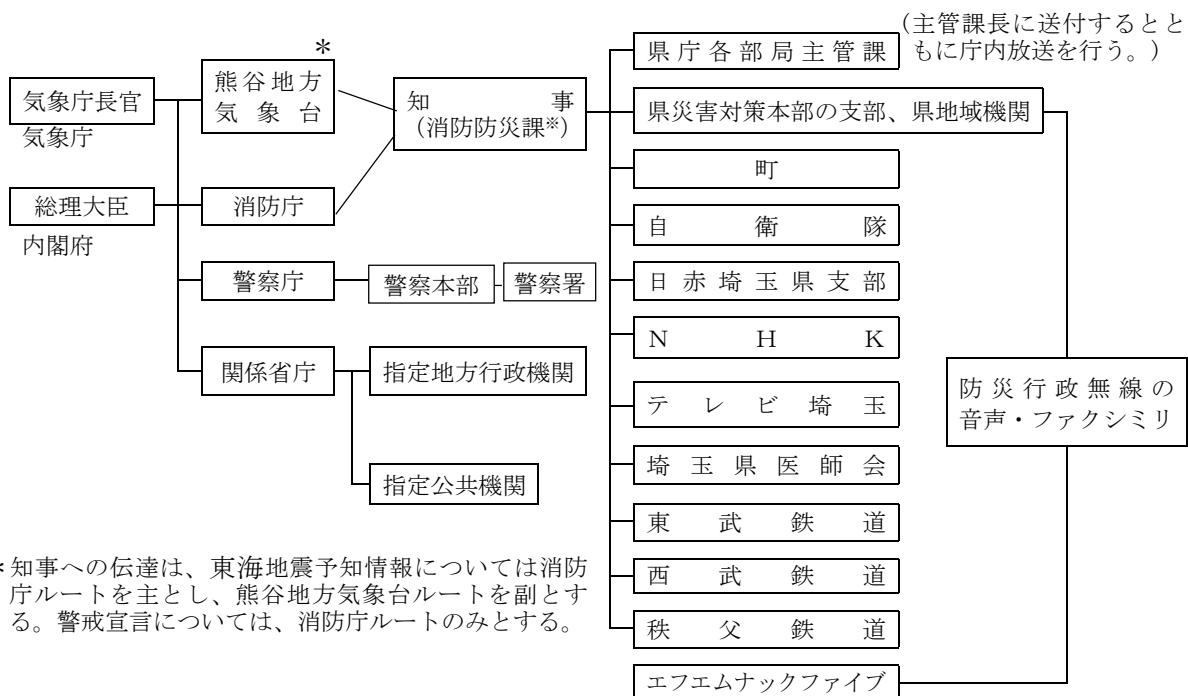
東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に、東海地震予知情報が発表される。これを受け、警戒宣言等の対応がとられる。本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれがなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

## 第2 警戒宣言、東海地震予知情報の伝達、広報

### 1 伝達系統及び伝達手段

県からの警戒宣言及び東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、次のとおりである。

町は、県等からの警戒宣言及び東海地震予知情報を受けた場合又は報道機関の報道に接した場合の庁内及び町内関係機関、町民等に対する伝達系統及び伝達手段をあらかじめ定めておくものとする。



\* 知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルートを主とし、熊谷地方気象台ルートを副とする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

## 2 伝達体制

町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を府内に伝達とともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

一般住民に対しては、防災行政無線や広報車により伝達する。

## 3 伝達事項

- 1 警戒宣言通知文
- 2 東海地震予知情報に関する情報文
- 3 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- 4 警戒解除宣言に関する通知（地震が起らぬいで解除になる場合）
- 5 その他必要と認める事項 例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関するこ

## 第3 活動体制

- (1) 東海地震の警戒宣言が発令され、災害発生のおそれがある場合は、本部を設置する。
- (2) 配備体制は、非常体制とする。
- (3) 本部は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の防災関係機関と緊密な連携を保ち、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の防止と地震災害の発生防止並びに軽減を図るための措置を実施するとともに、地震災害が発生した場合、速やかに本編「第2章 震災応急対策計画」に沿って応急対策ができるように準備するものとする。

## 第4 広報

警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止し、町民、事業所等のとるべき措置を周知させるため、広報活動を積極的に行う。

広報を行うに当たっては、自主防災組織に対しても協力を要請し、町民への周知徹底を図る。

### 1 警戒宣言の内容等

- (1) 警戒宣言の内容の周知

\* 参考掲載のため、旧課名にて記載。

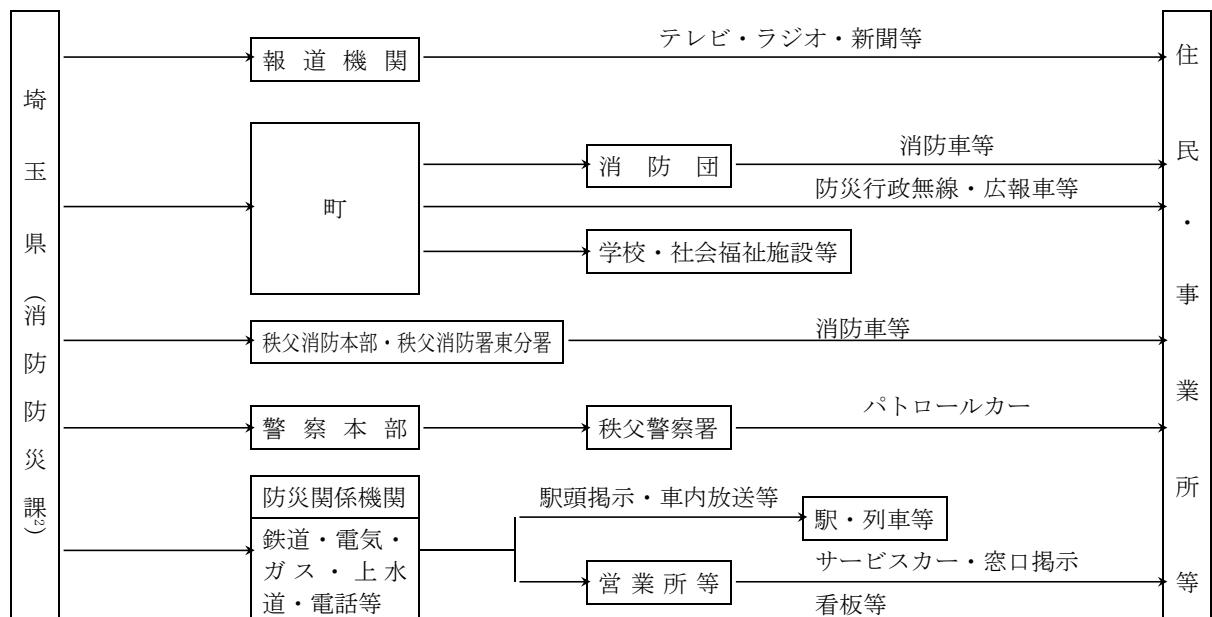
## (2) 町の予想震度

### 2 町民及び事業所のとるべき措置

- (1) 正確な情報の入手（ラジオ、テレビの情報、町の情報）
- (2) 火気の使用自粛、水のくみ置き、家具類の転倒防止等の家庭での防災措置
- (3) 避難の準備（非常持出品の確認、身軽な服装）
- (4) 障がい者、高齢者等要配慮者の事前避難
- (5) 児童・生徒等の引き取り

### 3 混乱防止のための対応措置

- (1) 地域及び各家庭における冷静な対応の呼びかけ
- (2) 駅の混乱防止（駅との協力）
- (3) 自動車使用自粛など道路交通の混乱防止（秩父警察署との協力）
- (4) 電話利用の自粛要請（NTT東日本（株）との協力）
- (5) 買い出し等による混乱防止（横瀬町観光産業振興協会<sup>※1</sup>等商工業関係団体との協力）
- (6) 預貯金引き出し等による混乱防止（金融機関との協力）



## 第5 警備、交通対策

### 1 交通対策

警戒宣言が発令された場合には、町及び防災関係機関等による避難及び緊急輸送の円滑な実施を図ることができるよう、防災行政無線、広報車、町ホームページ等を活用して、町民に対して下記事項の周知を図り、道路交通の混乱と交通事故の発生を防止する。

#### (1) 交通規制の基本方針

- ア 埼玉県内における車両の走行は、極力抑制する。
- イ 強化地域及びその隣接都県に向かう車両の通行は、極力制限する。
- ウ 強化地域及び都内から流入する車両の通行は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

<sup>※1</sup> 参考掲載のため、旧名称にて記載。

<sup>※2</sup> 参考掲載のため、旧課名にて記載。

エ 避難路及び緊急輸送については、優先的にその機能の確保を図る。

(2) 自動車運転者への措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者のとるべき措置を次のとおり定め、町民等に広く周知徹底を図る。

ア 走行中の車両

(ア) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行（おおむね高速道路では時速40キロメートル、一般道路では時速20キロメートルの速度に減速）すること。

(イ) カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じた行動をとること。

(ウ) 現場の警察官等の指示に従うこと。

イ 駐車中の車両

(ア) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言発令後はできる限り使用しないこと。

(イ) 路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地等に移動すること。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車させ、エンジンを切り、サイドブレーキをかけエンジンキーをつけたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。

ウ 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

(3) 緊急輸送車両の確認

警戒宣言が発令された場合には、町は、地震発生時に応急対策に使用する車両については、直ちに秩父警察署に対して緊急輸送車両の事前届出を行い、地震発生時に備えるものとする。

なお、緊急輸送車両の確認は、「第2部 第2章 第10節 交通対策計画」に定めるところにより実施する。

2 道路管理者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、道路管理者は直ちに次の措置を講ずる。

(1) 緊急点検

地震発生時に交通に支障が生じるおそれのある道路・橋梁を重点的に、道路パトロール等により緊急点検を行う。

(2) 道路工事中の安全対策

工事中の箇所については、原則として工事を中止し、必要な補強その他の保全措置を行う。

## 第6 公共輸送対策

防災関係諸機関、報道機関並びに鉄道各社との協力のもとに、地域の実情に応じ、可能な限り運転を行う。ただし、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼすおそれがある場合又は踏切支障等が発生した場合は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

1 運行措置方針

(1) 警戒宣言発令当日の運行措置

警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引運転を行うので、輸送力は平常ダイヤより

減少する。

- (2) 警戒宣言発令の翌日以降、発災又は警戒解除宣言までの運行措置地震ダイヤ（仮称）をあらかじめ作成し、減速運転を行う。なお、地震ダイヤは、一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。

## 2 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、旅客が集中し大混乱が発生することが予想されるので、旅客の集中を防止するため、次の措置をとる。

- (1) 平常時から、運行計画の概要、旅行の見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。
- (2) 警戒宣言時に、報道機関を通じ運転状況の報道、時差退社等の呼びかけを行う。
- (3) 駅において、放送、掲示等により協力を要請する。

## 3 旅客の安全を図るための措置

- (1) 状況により、警察官の派遣を要請する。
- (2) 状況により、階段止め、改札止め等入場制限を行うとともに、旅客の誘導、一方通行等の措置を早めに行う。
- (3) 適切な場内放送等により、旅客の鎮静化に努める。

# 第7 教育・医療関係機関・社会福祉施設対策

## 1 教育機関

小学校及び中学校は、警戒宣言が発令されたときは、次のような措置を講じ、児童・生徒の生命の安全確保について万全を期する。

なお、町が管理、運営する社会教育施設等も、警戒宣言が発令されたときは開館を自粛するなど、これらに準じて利用者の生命の安全確保について万全を期する。

### (1) 情報の収集伝達等

- ア 警戒宣言が発令されたときは、校長は直ちに対策本部（自衛防災組織本部）等を設置し、本部や関係機関と連携を図り、情報を収集し、職員に周知させる。
- イ 職員は、児童・生徒に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童・生徒に不安や動搖をあたえないよう配慮する。

### (2) 授業の中止等

- ア 警戒宣言が発令されたときは、すべての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。
- イ 学校は、警戒解除宣言が発令されるまでの間、休業する。

### (3) 児童・生徒の保護

#### ア 幼稚園

園児は園内で保護し、名簿により人員・氏名を確認の上、直接保護者に引き渡す。

#### イ 小・中学校

職員は、名簿により児童・生徒の人員・氏名を確認の上、通学班・下校班等あらかじめ学校が実情に応じて定めた方法により帰宅させる。

なお、徒歩又は交通機関を利用し、あるいは介添により通学している心身に障がいのある児童・生徒については、校内で保護し、保護者に緊急連絡網等により連絡し、名簿により確認の上、直接保護者に引き渡す。

### (4) 校内防災対策

校内防災計画に基づき、特に下記事項に留意して学校の安全に万全を期する。

ア 出火防止措置

地震災害での二次災害を防止するため、職員室、理科室、家庭科室等の火気使用場所及び器具を点検する。

なお、電気及びガスの設備についても点検し、不要な電源及び元栓を閉じる。

イ 消火設備の点検と作動確認

消防用水、消火器等について点検する。

ウ 非常持出品の確認と準備

重要な書類及び物品は、耐火書庫又は耐火倉庫に収納し、施錠する。ただし、耐火書庫等に収納できない場合は、その書類等を点検し、非常災害時に搬出できるよう整理保管する。

エ 化学薬品の管理

火災・有害ガス発生のおそれがある薬品は、所定の保管庫に収納・施錠し、転倒防止対策がとられていることを確認する。

(5) 事前の指導連絡事項

ア 学校と児童・生徒の保護者間の緊急連絡網を整備しておく。

イ 警戒宣言が発令されたときは、前記(3)の区分により、児童・生徒を直ちに帰宅させるか、保護者に直接引き渡すかをあらかじめ保護者に知らせておく。

ウ 登校前に警戒宣言が発令されたときは、登校しないようあらかじめ保護者及び児童・生徒等に知らせておく。

エ 保護者が引き取りに来ない場合は、職員が送りとどける等の方策を講ずる。

(6) 私立学校等

私立の幼稚園等についても、公立学校等に準じた措置を講じて、園児等の生命の安全確保について万全を期する。

## 2 医療関係機関

(1) 病院対策

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、次の事項を基本方針とし、秩父郡市医師会（以下「医師会」という。）を通じて民間医療機関に要請する。

ア 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。

イ 手術及び検査は、可能な限り延期する。

ウ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

エ 入院患者の安全確保に万全を期す。

オ 建設及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

カ 水及び食料の確保を図る。

(2) 救護救援対策

地震発生後における救護救援体制の確保が困難となることが予想されることから、次の事項についての対策を講ずる。

ア 町の対応

警戒宣言が発令された場合には、関係機関との情報交換を密にする。また、医師会に対して、出動体制を確立するよう要請する。

#### イ 医師会の対応

地震発生後における医療班の出動要請に備え、連絡体制を確立するとともに、医師会会員に対して出動準備するよう要請する。

### 3 社会福祉施設対策

社会福祉施設は、警戒宣言が発せられた場合、正確な情報の収集に当たるとともに、防災組織及び対応策の確認、設備・機材の点検等を行う。

また、周囲の状況から避難すべきであると判断された場合は、町が指定した避難所へ避難を開始する。

#### (1) 情報活動

##### ア 情報の収集・伝達

町、防災関係機関及び報道機関から正確な情報を入手し、通所者、入所者等に対して迅速かつ適切に伝達するよう努める。

##### イ 情報伝達

情報伝達に当たっては、次の点に注意する。

(ア) 情報は正確かつ迅速に伝達されるよう努めるとともに、通所者、入所者が動搖しないよう定期的に伝達するなど配慮すること。

(イ) 地震発生に伴う避難等の内容を周知しておくこと。

(ウ) 保護者からの照会に対し、正確な情報を提供できるよう努めること。

(エ) 警戒宣言発令時の措置内容について、入所者及び保護者に対し徹底しておくこと。

(オ) 放送設備が使用不能になった場合の伝達方法を定めておくこと。

##### ウ 報告

警戒宣言に対応してとった措置について、町等に連絡する。

##### エ 情報責任者の選定

情報の収集、伝達、報告については、責任者を定めて町等との連絡に当たる。

#### (2) 防災組織の確認

警戒宣言が発せられた場合は、あらかじめ作成されている計画に基づき、必要な要員を確保するとともに迅速・的確に防災措置を行うための組織を編成する。

計画が作成されていない施設にあっては、次のような体制で役割分担を決めること。

##### ア 情報班

(ア) 町からの情報収集

(イ) テレビ、ラジオによる情報収集

(ウ) 入所者、通所者に対する情報伝達

(エ) 町への報告

##### イ 消火班

(ア) 火気使用器具類の安全点検

(イ) 油類等の保管状況点検

(ウ) ガスボンベの転倒防止

(エ) 消火器具類及び消防設備の点検

(オ) 危険物、火気設備等に対する応急措置

##### ウ 避難誘導班

- (ア) 避難経路、避難所の確認
  - (イ) 避難器具の準備
  - エ 非常持出班
    - (ア) 非常持出品の持ち出し準備
  - オ 救護班
    - (ア) 救急医薬品の準備
- (3) 対応策の確認
- 各施設においては、入所者、通所者等の安全を確保するため、次の事項等について確認や準備を行っておく。
- ア 非常口、非常階段、避難経路、避難所を確認しておく。
  - イ 保護者との連携を図り、入所者、通所者を家族等に引き渡す場合、いつ、どこで、どのような方法で行うか明確にする。
  - ウ 地震の発生時における職員の指示の方法や入所者の行動の仕方を明確にする。
  - エ 非常用の器具（携帯ラジオ、懐中電灯、ロープなど）や医薬品の準備をしておく。
  - また、食料、飲料水、生活必需品についても、必要最小限のものを災害時に持ち出せるよう配慮する。
- (4) 施設の設備の整備及び点検
- 施設の実態に応じて整備点検を行うこととするが、おおむね次の事項について実施する。
- なお、火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合については、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置しておく。
- ア 火気使用設備器具
  - イ 火気使用は、極力制限し防火措置を講ずる。やむを得ず使用する場合については、地震が発生した際直ちに消火できるよう措置を定めておく。
  - ウ 発火流出等のおそれのある危険物
  - エ 消火用設備
  - オ 落下、倒壊危険のあるもの。特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。
  - カ 特に屋内にある転倒危険家具等について必要な措置を行う。
  - キ 工事中の建築物等の保安措置
- (5) 避難
- 地震情報及び火災、山津波、崖崩れ等の危険性により、施設から避難所へ避難すべきであると判断される場合、又は町長等から避難、指示があった場合は、避難所への避難行動を指示する。
- 目的地に到達した場合は、人員を確認し、避難状況について町長に報告する。
- (6) 保育所等の園児の扱い
- 警戒宣言の発令中は、保護者において保護することを原則とする。
- ア 保育中の園児は、利用者名簿を確認のうえ保護者に引き渡す。
  - イ 警戒解除宣言が発令されるまでの間は、保護者において保護するよう依頼する。
  - ウ 引き取りのない園児は、園において保護する。
  - エ 園児の引き取りについて、事前に十分な打ち合わせをすること。

## 第8 ライフライン対策

## 1 電話（NTT東日本（株）埼玉事業部）

- (1) 警戒宣言発令下における応急対策業務の基本的な考え方（（株）NTTドコモ埼玉支店含む）
- ア 警戒関係機関等の重要通話を確保し、また一般市民の情報にも大きな支障をきたさないことを基本として必要な地震防災応急対策を実施する。
- イ 平常業務については、緊急あるいは重要度の高いものを重点に実施する。
- (2) 埼玉支店における業務
- ア ダイヤル通話
- (ア) ダイヤル通話の確保
- 警戒宣言等が発令されると強化地域を中心に防災関係機関等からの情報連絡、対策指示等の通話及び一般市民による家族間の連絡等の通話が集中的に発生し、輻輳することが予想される。このような場合に次の対策を実施する。
- 防災関係機関、報道関係機関等の災害時優先電話の通話を確保する。
- (イ) 発信通話の制限
- 災害時優先電話等の通話を確保するため、一般の通話を制限する。
- (ウ) 地域別の通話の制限
- 強化地域及び周辺地域に対し、輻輳状況により通話の制限をする。
- イ トーキ一案内
- 警戒宣言発令時及び災害発生時に伴う輻輳により、接続不能となった場合、トーキ一案内を行う。
- ウ 手動通話
- (ア) 非常、緊急通話を確保する。
- (イ) “104”の番号案内業務は1(1)イに準じて取扱うこととする。
- エ 電報
- 強化地域内へ向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。
- オ 営業窓口
- 通常の営業時間中、営業窓口を可能な限り開いておくこととする。
- なお、警戒宣言が発令された旨を窓口、局前掲示板等により利用者に周知する。
- カ サービスオーダー工事
- 可能な限り行う。
- キ “113”試験台業務
- 可能な限り業務を取扱う。
- ク 工事の中断等
- 警戒宣言発令により工事の責任者の判断に基づき工事中の中断措置を行う場合には、必要な保安措置及び安全措置を行う。

## 2 電力（東京電力パワーグリッド（株）熊谷支社）

電力は、地震災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基盤となるものであるため、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給を継続する。

### (1) 要員

非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報が発せられた場合、あるいは警戒宣言発令の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

## (2) 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、発電車、仮送電力用の資機材等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

## (3) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報に基づき、電力施設については次に掲げる予防措置を講ずる。この場合において地震発生の危険性にかんがみ、作業上の安全に十分配意した判断を行うものとする。

ア 特別巡視、特別点検及び機器調整等の実施

イ 通信網の確保

ウ 仕掛け工事・作業中の各電力施設等についての応急安全措置

## (4) 社外者の避難誘導

警戒宣言が発せられたときは変電所等への見学者、訪問者に対して、関係市町村と連携の上、連絡並びに避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

## 3 上水道（上下水道課※）

(1) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。

(2) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。

(3) 応急復旧体制の準備を行うものとする。

## 4 下水道（上下水道課※）

工事中の現場においては、工事を中止し、現場の保安措置を講ずるとともに応急資機材の点検、整備を行う。

# 第9 生活物資等輸送対策

## 1 食料、生活必需品等

地震発生後に避難住民等に対して必要な食料、生活必需品等を供与できるよう、次の措置を講ずる。

(1) 防災倉庫の在庫状況の確認、搬送体制の確立

(2) 応援協定締結先への物資供給の準備依頼

**資料編 ① 災害時における協力支援に関する協定（ちちぶ農業協同組合）**

## 2 輸送車両等の確保

警戒宣言発令時において、輸送に必要な車両等は、総務部（総務班）が一元管理、配車等を行う。

不足する場合又は発災時に緊急輸送ができるよう、近隣市町村・業者に緊急調達又は輸送待機等を要請する。

## 3 買占め、売惜しみ防止の呼びかけ

(1) 生活上必要な物資を確保するため、県と連携して、スーパーマーケット等小売店に対して、警戒宣言が発令された場合においても極力営業するよう要請する。

(2) 生活必需品等に係る事業者に対して、警戒宣言発令後も買占め、売惜しみをしないよう呼びかける。また、町民に対しても不必要的買占めを行わないよう、呼びかける。

※ 参考掲載のため、旧課名にて記載。

## 9－5 埼玉県近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山（白根山（湯釜付近）、草津白根山（本白根山）他
噴火警戒レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山他

# 様式集



## 10 様 式

### 10-1 罹災証明書

第 1 号

#### 罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続柄	年齢
			才
			才
			才
			才

罹災原因			
------	--	--	--

被災住家 <sup>*</sup> の所在地			
住家 <sup>*</sup> の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)		

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害			
---------	--	--	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

横瀬町長

印

## 10-2 緊急通行車両等確認様式

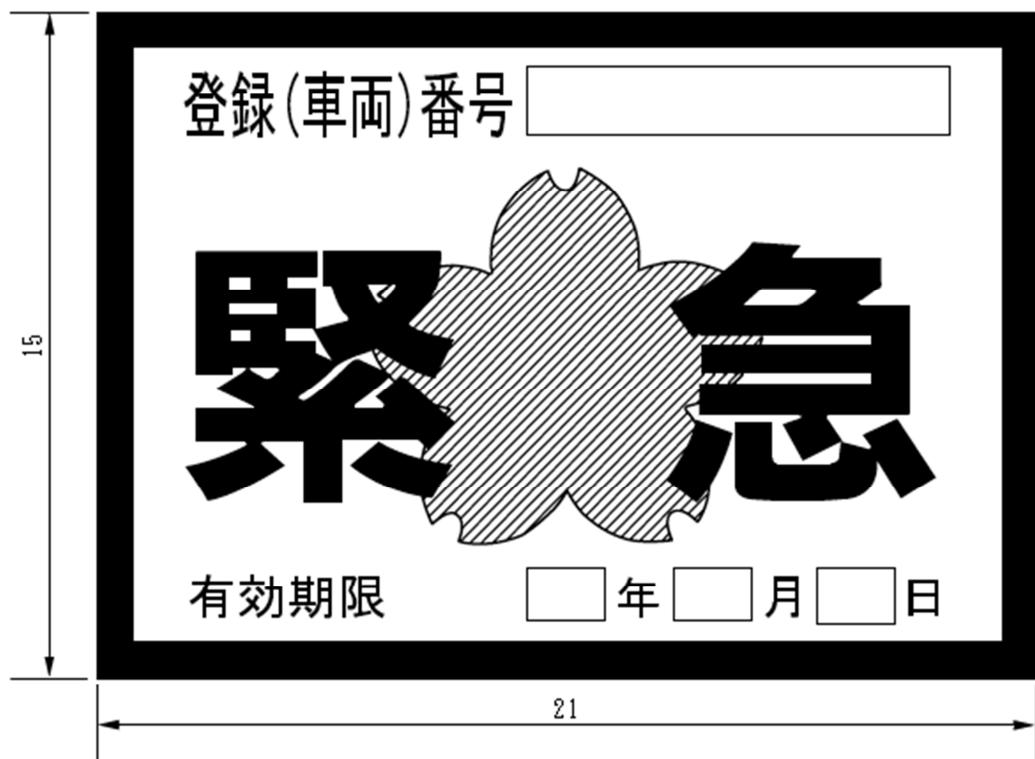
### (1) 緊急通行車両等確認申請書

様式第1

		緊急通行車両等確認申請書		年	月	日
(あて先)		埼玉県知事様				
		申請者	住 所			
			氏 名	印		
下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。 記						
番号標に表示されている番号						
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名						
使用 者	住 所					
	氏 名	( ) 局 番				
通 行 日 時						
通 行 経 路		出 発 地		目 的 地		
備 考						

(2) 緊急通行車両等の標章

様式第2



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 緊急通行車両等確認証明書

様式第3

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
埼玉県知事印			
番号順に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

(4) 緊急通行車両等事前届出書等

様式第5の1

災害応急対策用		緊急通行車両等事前届出書		年 月 日
(あて先) 埼玉県知事		申請者 機関等の所在地（住所） 機関等の名称 氏名 電話 ( ) 【担当係 氏名】		印
番号欄に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）	災害対策基本法第50条に規定する災害応急対策			
使 用 者	住 所			
	氏 名			
出 発 地				
(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部（消防防災課）に提出してください。				

(備考) 用紙は、日本工業企画A4とする。

様式第5の2

第 号	
緊急通行車両等事前届出済証	
左記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
平成 年 月 日	印
埼玉県公安委員会	
(注) 1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う交通規制が実施された場合には、この届出済証を災害対策本部又は支部に提出して、所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、再度申請し再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等として要件がなくなったとき (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき (3) その他、緊急通行車両等として使用する必要がなくなったとき	

## 10-3 県への被害情報等の報告に関する様式

### (1) 様式第1号 発生速報

#### 様式第1号

##### 発 生 速 報

市町村

日 時 分受信	発信者		受信者	
1 被 害 発 生				
2 被 害 場 所				
3 被 害 程 度				
4 災害に対する措置				
5 その他の必要事項				

「注」 内容は簡単に要を得たものとする。

(2) 様式第2号 経過速報

様式第2号

経過速報

市町村

災害の種別		発信者		受信者			
災害の種別		発生地域					
被害報告		自 月 日		至 月 日			
報告区分							
区分		被 害		区分		被 害	
人 的 被 害	死 者	人		田 畠 被 害	田	流失・埋没ha	
	行方不明者	人			冠 水ha		
	負 傷 者	重 傷	人			流失・埋没ha	
		軽 傷	人			冠 水ha	
住 家 被 害	全 壊 (焼) (流失)	棟		道路 被害	決 壊	箇所	
		世帯			冠 水	箇所	
		人					
	半 壊 (焼)	棟		文 教 施 設	箇所		
		世帯			病 院	箇所	
		人			橋 梁	箇所	
	一 部 破 損	棟		河 川	箇所		
		世帯			砂 防	箇所	
		人			清 掃 施 設	箇所	
	床 上 浸 水	棟		崖 く ず れ	箇所		
		世帯			鉄 道 不 通	箇所	
		人			被 害 船 舶	隻	
床 下 浸 水	棟		水 道	戸			
	世帯			電 話	回線		
	人			電 気	戸		
非 住 家 被 害	公共 建 物	全壊(焼)	棟	罹 災 世 帯	ガ ス	戸	
		半壊(焼)	棟			ブロック塀等	箇所
	そ の 他	全壊(焼)	棟	罹 災 者 数	人		
		半壊(焼)	棟			建 物	棟
災害に対してとられた措置							
(1) 災害対策本部設置の状況				日	時	分設置	
(2) 市(町村)のとった主な応急措置の状況							
(3) 応急要請又は職員派遣の状況							
(4) 災害救助法適用の状況							
(5) 避難命令・勧告の状況							
				市町村数 人 員	地区数 人		
(6) 消防機関の活動状況							
ア 出動人員 消防職員				名			
消防団員				名			
計				名			
イ 主な活動内容(使用した機材を含む。)							

(3) 様式第3号 被害状況調

様式第3号

被　　害　　状　　況　　調

市町村

災害の種別			発生地域		
被害日時	自　　月　　日　　至　　月　　日				
報告区分	確　　定				

区分			被　　害	区分			被　　害
人の被害	死　　者	人		田畠被害	田	流失・埋没ha	
	行方不明者	人			冠　　水ha		
	負傷者	重　　傷	人		畠	流失・埋没ha	
		軽　　傷	人		冠　　水ha		
住家被害	全　　壊		棟	道路被害	決　　壊	箇所	
			世帯		冠　　水	箇所	
			人		文　教　施　設	箇所	
	半　　壊		棟	その他の被害	病　　院	箇所	
			世帯		橋　　梁	箇所	
			人		河　　川	箇所	
	一部破損		棟	砂　　防	砂　　防	箇所	
			世帯		清　掃　施　設	箇所	
			人		崖　く　ず　れ	箇所	
	床上浸水		棟	鉄　道　不　通	鉄　道　不　通	箇所	
			世帯		被　害　船　舶	隻	
			人		水　　道	戸	
非住家被害	床　下　浸　水		棟	電　　話	電　　話	回線	
			世帯		電　　気	戸	
			人	ガ　　ス	ガ　　ス	戸	
					ブロック塀等	箇所	
	公共建物	全壊(焼)	棟	罹　災　世　帶	罹　災　世　帶	世帯	
		半壊(焼)	棟		罹　災　者　数	人	
その他	全壊(焼)	棟		火災発生	建　　物	棟	
					危　　険　　物	件	
	半壊(焼)	棟			そ　の　他	件	

## 10-4 災害救助被災者調査原票

調査番号

世帯主氏名		住 所			調査者氏名				
被 害 程 度	全焼 %、全壊 %、流失 %、半焼 %、半壊 %、床上浸水 cm、床下浸水								
応急救助を必要とする家族状況	氏 名	性 別	年齢	職 業	在学年別	死亡	行方不明	負 傷	要助産
		男 女						重傷	軽傷
		男 女							
		男 女							
		男 女							
		男 女							
		男 女							
		男 女							
	計	人			小学生 中学生	人 人	人	人	人
半壊、床上浸水世帯の土砂流入状況	有 無	面積 m <sup>2</sup> 高さ cm							
住家及び非住家の棟数及び所有別	住家 棟	自家	借家	非住家 棟	住民登録状況		有 無		
避 難 先	縁故先、所有地等				避難場所、所在地、名称等				
備 考									

記載上の注意

- 1 この票は、応急救助実施の基本となるものであるから正確に記入すること。特に、被害程度、世帯人員及び小、中学校児童、生徒の有無については留意すること。
- 2 被害程度の判定基準は下記によること。
  - イ 全壊、全焼、流失とは、延床面積70%以上が損壊、焼失、流失したものまたは、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達したもの。
  - ロ 住家の半壊、半焼とは、延床面積の20%以上70%未満の損壊、損焼のものまたは主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。(補修しても住家として使用不能の場合は、全壊、全焼、流失に含める。)
  - ハ 床上浸水とは、浸水が住家の床上に達した程度のものまたは土砂竹木等のたい積により一時的に居住できない状態となったもの。(イ、ロは除く。)
- 3 死亡、行方不明、負傷、要助産欄は該当欄に○印を付すること。
- 4 重軽傷の区分は下記によること。
  - イ 重傷とは、1ヵ月以上の治療を要する見込みのもの。
  - ロ 軽傷とは、1ヵ月未満で治療できる見込みのもの。
- 5 家屋被害がなく、人的被害のみの場合でも本票を用いて該当欄に記入すること。

## 10-5 避難者カード

### 避難所名

## 10-6 避難収容状況調

## 10-7 災害対応状況

### 災害対応状況

横瀬町総務課

#### 1 注意報等発表状況

月 日	時 間	地 域	内 容
例 9月9日	16:39	秩 父	大雨警報

#### 2 町の対応

例 9月9日 16:39 総務課、建設課待機体制を施行、情報収集

#### 3 報道機関・警察等の照会事項

## 10-8 災害通報連絡表

災害通報連絡表

通 報 者

氏名

被 害 場 所

電話

被 害 内 容

受 付 時 間

年 月 日 午前 午後 時 分

受 付 者

課・氏名

## 10-9 緊急輸送業務協力要請書

(1) 様式第1号（第2条関係）

年 月 日

埼玉県トラック協会

秩父支部 様

横瀬町長

### 災害時における緊急輸送業務協力要請書

「災害時における物資の輸送に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

- 要請理由
- 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸送 物資名	数量	輸送先	備考
年月日			地先から 地先まで	

- その他

(2) 様式第2号（第4条関係）

年 月 日

横瀬町長 様

埼玉県トラック協会

秩父支部長

## 災害時における緊急輸送業務実施報告書

のことについて、「災害時における物資の輸送に関する協定書」第4条の規定に基づき下記のとおり報告します。

### 記

#### 1. 輸送日、輸送物資名、数量及び輸送先等

輸送業務 年月日 (実施日)	輸送 物資名	数量	輸送先	備考
年月日			地先から 地先まで	

#### 2. その他

## 10-10 電気設備等の復旧に関する要請書

(1) 様式第1 (第3条関係)

年 月 日

埼玉県電気工事工業組合 殿  
(FAX 048-663-0298)

埼玉県秩父郡横瀬町長

### 支 援 要 請 書

平成21年 月 日付で締結した「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第3条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

#### 1 支援協力の種類

- 電気設備等の被害復旧
- 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報し、その指示に従うこと。

#### 2 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所（住所）等

- 避難場所の電気設備等の被害復旧
- 町庁舎等の電気設備等の被害復旧
- その他の施設の電気設備等の被害復旧

- ・施 設 名 :
- ・場所（住所） :
- ・責 任 者 名：職名 氏名
- ・電 話 番 号 :
- ・携 帯 番 号 :

#### 3 支援協力を希望する期間

年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで

(2) 様式第2 (第5条関係)

年 月 日

埼玉県秩父郡横瀬町長 殿

埼玉県電気工事工業組合

## 災害復旧業務完了報告書

「災害時等における電気設備等の復旧に関する協定書」第5条の規定により、災害復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
場所（住所）		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
作業内容		
作業実施業者名	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

## 10-11 家屋被害認定調査に関する要請書

### (1) 様式第1 (第3条関係)

年      月      日  
(      時      分)

## 被 害 認 定 調 査 要 請 書

埼玉土地家屋調査士会会長 様

横瀬町長

災害時における家屋被害認定調査に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

### 1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	横瀬町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ( )	

その他の要請事項

2 要請人員 \_\_\_\_\_名

3 集合場所 \_\_\_\_\_

### 【要請担当者】

担当課 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_  
携 帯 \_\_\_\_\_  
F A X \_\_\_\_\_

(2) 様式第2 (第4条関係)

年 月 日  
( 時 分)

被 害 認 定 調 査 要 請 承 諾 書

横瀬町長様

埼玉土地家屋調査士会会長

年 月 日 時 分に要請がありました件については、災害時における家屋被害認定調査に関する協定第4条の規定により次のとおり承諾します。

1 要請地域・内容

	内 容	備 考
要請地域	横瀬町	
認定調査内容 (被害内容)	地震被害、浸水被害、土砂崩れ被害 その他 ( )	

その他の要請事項

2 要請人員 \_\_\_\_\_名

3 集合場所 \_\_\_\_\_

【派遣担当者】
氏名 _____
電話 _____
携帯 _____
FAX _____

## 10-12 災害救助用米穀の引渡しに関する要請書

(別紙 1)

### 災害救助用米穀の引渡しに係る連絡先

#### 1. 担当部署（連絡先）

担当部署名 : 農林水産省政策統括官付貿易業務課米穀業務班  
連絡先 : 〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1  
(TEL) 03-6744-1354  
(FAX) 03-6744-1391

#### 2. 担当者（緊急連絡先）

役職等	氏名	メールアドレス（職場）	携帯

( 別紙 2 )

番 号  
年月日

農林水産省政策統括官殿

横瀬町町長 印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章 I 第10の 1 に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

## 10-13 福祉避難所に関する様式

### (1) 社会福祉法人 清心会 さやかワークセンター

様式第1号 (第5条関係)

横総第  
年 月 日

社会福祉法人 清心会  
総合施設長 様

横瀬町長

#### 福 祉 避 難 所 開 設 通 知 書

災害時における福祉避難所の開設に関する協定書に基づき、災害時における福祉避難所として、下記のとおり開設することを通知します。なお、利用者に変動があった場合は、利用者リストを再度提出します。

記

#### 1 開設時期

年 月 日 時から 年 月 日 時まで

#### 2 使用施設 さやかワークセンターのうち、次の部分

#### 3 利用者 別添利用者リストのとおり

#### 4 その他の

#### 5 連絡先 課 担当 電話

様式第2号（第7条関係）

横総第  
年 月 日

社会福祉法人 清心会  
総合施設長 様

横瀬町長

福 祉 避 難 所 使 用 許 可 期 限 延 長 申 請 書

下記のとおり福祉避難所使用許可期限の延長を申請します。

記

1 使用施設 さやかワークセンターのうち、次の部分

2 延長予定日時

年 月 日 時から 年 月 日 時まで

3 延長の理由

4 連絡先 課 担当 電話

様式第3号（第9条関係）

横総第  
年 月 日

社会福祉法人 清心会  
総合施設長 様

横瀬町長

福 祉 避 難 所 閉 鎖 届

災害時における福祉避難所の開設に関する協定書に基づく災害時における福祉避難所を下記のとおり閉鎖します。

記

1 閉鎖日時 年 月 日 時

2 引渡予定日 年 月 日

3 連絡先 課 担当 電話

(2) 特別養護老人ホーム ウエルハイム・ヨコゼ、地域密着型 介護老人福祉施設 絆の丘、介護老人保健施設 なでしこ

様式第1号 (第5条関係)

第 号  
年 月 日

様

横瀬町長

### 福 祉 避 難 所 開 設 通 知 書

災害時における福祉避難所に関する協定書に基づき、災害時における福祉避難所として、下記のとおり開設することを通知します。

記

#### 1 開設時期

年 月 日 時から 年 月 日 時

#### 2 使用施設

#### 3 その他の

4 連絡先 課 担当 電話

様式第2号（第8条関係）

第  
年 月 日

様

横瀬町長

福祉避難所使用許可期限延長申請書

下記のとおり福祉避難所使用許可期限の延長を申請します。

記

1 使用施設

2 延長予定日時

年 月 日 時から 年 月 日 時

3 延長の理由

4 連絡先 課 担当 電話

様式第3号（第9条関係）

第  
年 月 日

様

横瀬町長

福祉避難所閉鎖届

災害時における福祉避難所に関する協定書に基づく災害時における福祉避難所を下記のとおり閉鎖します。

記

1 閉鎖日時 年 月 日 時まで

2 引渡予定日 年 月 日

3 連絡先 課 担当 電話